

間接オークションにおける 計画提出等に関する説明資料

2018年9月13日

電力広域的運営推進機関
日本卸電力取引所

- 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第3回)の審議結果を踏まえ、連系線の効率的利用、公平性・透明性の確保及び市場環境の整備の観点から2018年10月1日受渡分より連系線利用ルールを「先着優先」から「間接オークション」へ変更することが予定されています。
- 上記制度の導入に伴う業務規程及び送配電等業務指針の主な変更点は以下のとおりです。
 - 連系線利用に関するルール変更
 - 地域間連系線の管理方法の見直し
 - ✓ 連系線の管理、計画潮流の管理、運用容量の算出断面、マージンの定義、情報公表項目等の見直し
 - ✓ 連系線利用計画の提出、-margin利用、変更賦課金による空おさえの仕組み等不要となる項目は削除
 - 出力維持等の考慮が必要な電源等の承認
 - 経過措置の管理
 - 混雑処理
 - マージンの設定断面の見直し
 - 需給状況の監視に関するルール変更
 - 需給監視等のための計画等の取得内容の見直し
 - 計画策定プロセスに関するルール変更
 - 計画策定プロセス開始要件の見直し

出所) 第1回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会(2017.6.14) 説明会概要資料をもとに作成

- 本資料は、過去の説明資料をまとめ、内容を整理するものです。
またFIT激変緩和措置など、お問い合わせいただいた項目等について追記しております。
※ 本資料では、2018年9月までの「先着優先」に基づく連系線利用ルールを「現行ルール」と記載しております。

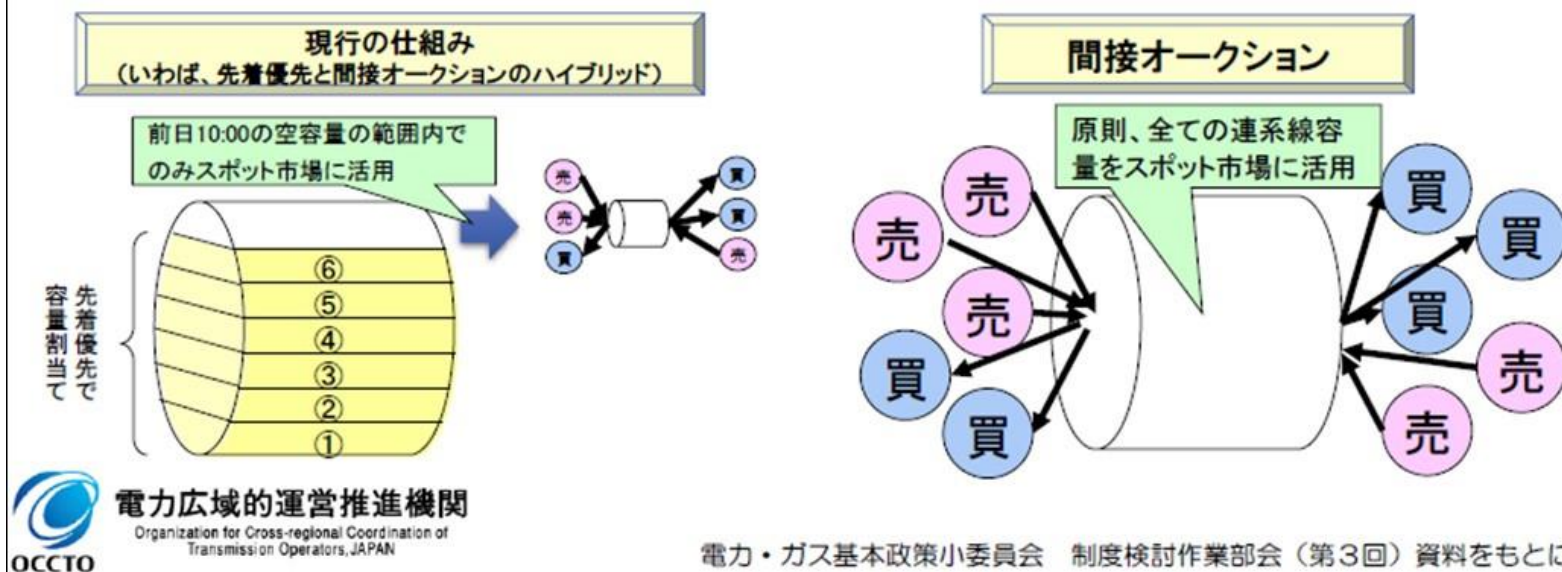
1． 間接オークションの概要	4
2． ルール変更概要	9
3． 広域機関への計画提出について	17
3-1． BP標準規格の主な変更内容について	18
3-2． 計画提出・記載内容の変更について	22
4． 経過措置について	41
4-1． 経過措置の概要	42
4-2． 経過措置用のJEPXユーザについて	47
4-3． 支給の条件・検証等について	51
4-4． 経過措置計画の提出について	56
4-5． 経過措置計画に対する減少処理について	64
5． 混雑処理について	67
6． その他	72
6-1． FIT激変緩和措置・電源構成表示・排出係数について	73
6-2． 地域間連系線に関する予想潮流の算出・公表について	75
6-3． 出力維持等の考慮が必要な電源等の承認について	79
6-4． 自己託送事業者におけるエリア間の託送について	84
6-5． マスターデータ登録について	87

1. 間接オークションの概要

間接オークションとは

4

- 「直接オークション」が、直接的に“連系線を利用する地位又は権利”をオークションにより割り当てる仕組みであるのに対し、「間接オークション」は、こうした地位又は権利の割当てを直接的に行わず、全ての連系線利用を、エネルギー市場（日本でいえばJEPXにおける市場）を介して行う仕組み。
 - 具体的には、現行ルールでは、先着優先での容量割当を積み重ねた上、前日10時の段階で、なお空容量となっている部分を活用して、前日スポット取引が行われているところ、変更後ルールでは、原則、全ての連系線容量（マージン分は控除）を前日スポット取引市場に割り当てる仕組みと考えることができる（※）。
- （※）我が国の前日スポット取引市場は現在でも全国市場であるため、連系線の全ての容量（マージン分は控除）を前日スポット取引市場に割り当てること、すなわち、間接オークションと同義となる。また、前日スポット取引約定後は、1時間前取引市場を介して、割り当てる仕組みとなる。
- よって、現行の「先着優先」に基づく連系線への容量登録を停止すれば、実質的に間接オークションが実現。



出所）第1回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会（2017.6.14）第1部 資料

※ 現行の連系線利用に関わるものは、電源種別に拘わらず、全て間接オークションに移行します。

間接オークションとは…



連系線利用ルールを「先着優先」から「間接オークション」に変更

2018年10月1日受渡分より



連系線は JEPXの市場を介してのみ 利用することができる。



エリア間を跨いで電力を供給している事業者は
取引所を介さなくてはならなくなる。

取引会員以外の事業者は…

- 取引会員になる。
- 取引会員に委託することでエリア間の電力取引を行うことも可能。

取引所利用のイメージ（相対振替供給）

JEPX
Japan Electric Power eXchange



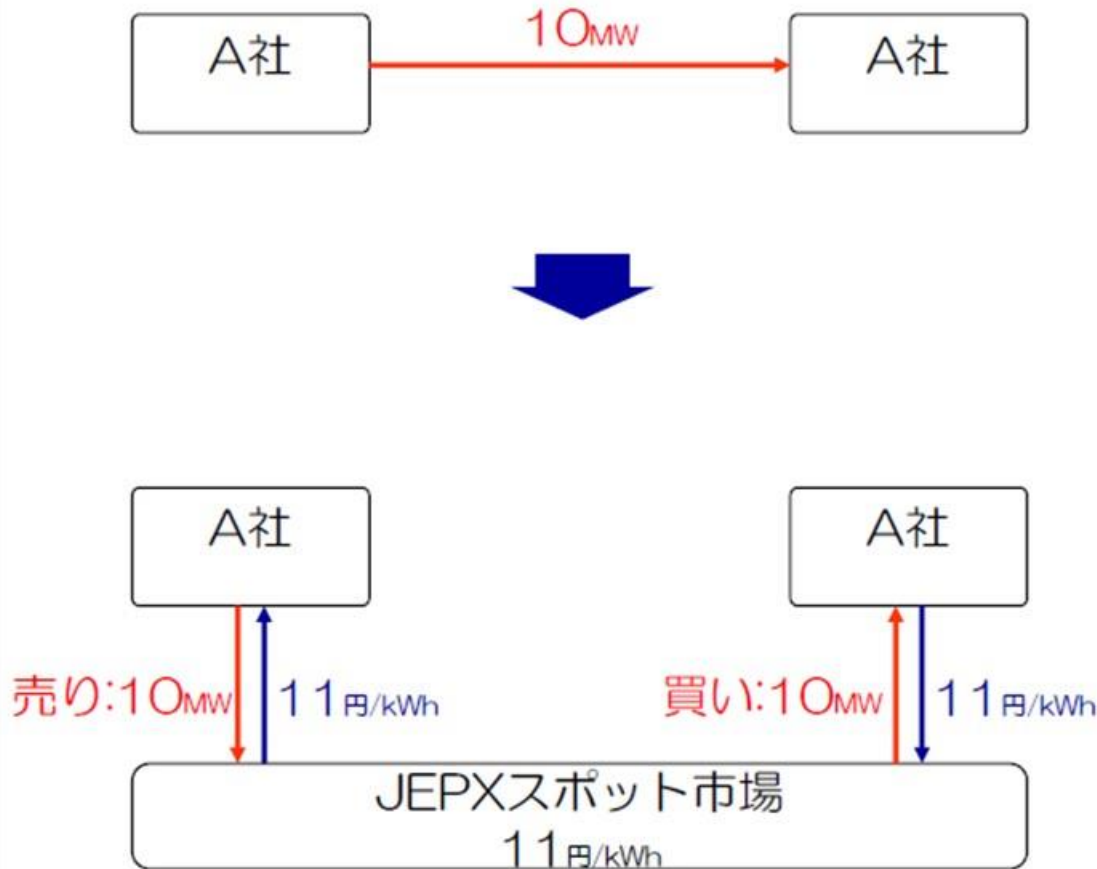
ポイント

- 連系線を跨ぐ既存の電力受給契約は「特定契約」に切替えることで、既存の受給契約と同じ経済的効果が期待できる。

- ➡「既存契約見直し指針」を参照
- ✓ 非化石電源価値
 - ✓ 排出係数
 - ✓ 電源構成表示
- etc...

取引所利用のイメージ（自社内振替供給）

JEPX
Japan Electric Power eXchange



ポイント

- 自社内での連系線利用は、スポット市場に売る - スポット市場から買うで置き換え可能。

- ▶ 売買手数料に対する考慮
 - ✓ $0.03\text{円/kWh} \times \text{売買} = 0.06\text{円/kWh}$
 - ✓ 1百万円/月の定額制

2. ルール変更概要

連系線の管理

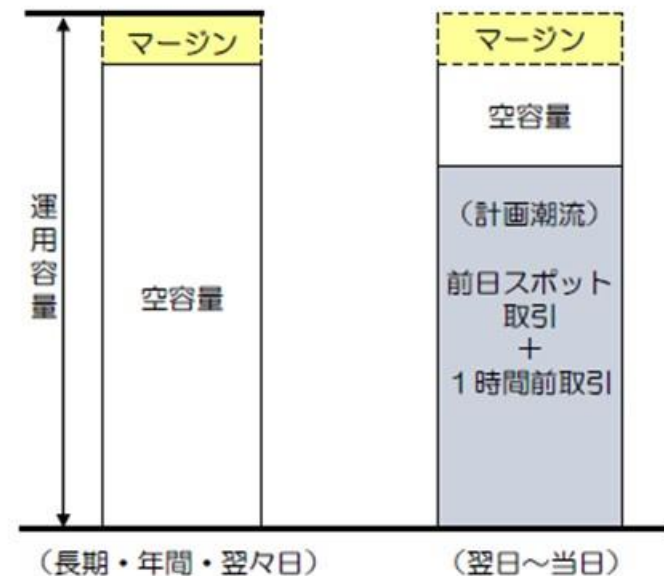
5

- 連系線の管理の原則は、連系線利用が現行の「先着優先」から、卸電力取引を介して行う「間接オークション」へと変更することから、**連系線の利用計画はなくなり、容量登録は前日スポット取引以降に実施**される。

<現行の連系線管理>



<間接オークション導入後の連系線管理>



間接オークション導入後



連系線の管理に関するその他変更箇所

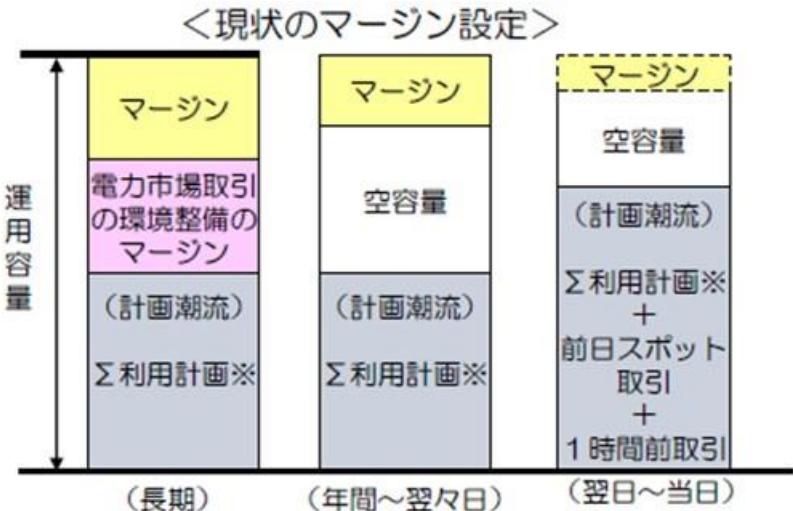
6

- 連系線利用は「間接オークション」へと変更になることから、以下の項目の規定について新規、変更又は削除となる。
 - 「先着優先」による容量登録に必要な連系線利用計画がなくなることから、利用計画に係る内容は削除（計画の提出、提出された利用計画に係る送電可否判定、利用計画の更新、利用計画の承継及び通告変更、下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示）。
 - 「先着優先」による容量登録がなくなることから、契約認定、変更賦課金による空おさえ抑制の仕組みは不要となるため削除。
 - 連系線の計画潮流の管理は、前日スポット取引又は1時間前取引において約定した取引に基づいて連系線の容量を割り当て、計画潮流として管理するよう見直し。
 - 現行（長期・年間・月間・週間・翌日以降）の運用容量、空容量の算出断面に翌々日の断面を追加し明確化。又30分毎の運用容量の算出断面を翌々日以降に見直し
 - 計画潮流の容量登録は前日スポット取引以降に実施されるため、現在、長期断面に設定している「電力市場取引の環境整備のため」のマーシンは不要となるため、マーシンの定義より「電力市場取引の環境整備のためのマーシン」を削除。
 - マーシン利用は、相対契約による連系線利用計画がなくなることから不要となるため削除。
 - マーシン使用及び緊急時の連系線の使用は、一般送配電事業以外の電気供給事業者間の受給契約に基づく使用がなくなり不要となるため見直し。
 - 系統情報の公表項目の見直し
 - 作業停止調整の考慮事項等の見直し
 - 特定負担者の取扱いは今後検討する旨を附則に規定

マージンの設定断面について

13

- 現行ルールでは、「先着優先」で長期断面から利用計画により容量登録されるため、長期～実需給断面においてマージンを設定している。
- 連系線利用ルールが「間接オークション」に変更され前日スポット取引以降に容量登録されるため、翌々日断面において実需給断面を考慮したマージンが設定されていればよい。
- 他方、供給計画を基にした需給バランス評価など予見性の観点から、長期・年間断面においてもマージンを設定しておくことが必要である。
- 上記より、マージン設定の断面は「長期・年間・翌々日」とし、現行ルールで実施していたマージン減少は不要なため削除する。



間接オーク
ション導入後



※先着優先で容量確保

- ✓ 年間・月間・翌々日の断面で実需給断面に向けマージンを減少
- ✓ 実需給断面において必要な場合のみマージンを設定

- ✓ 実需給断面において必要な場合のみマージンを設定

計画策定プロセスの検討開始要件の変更

18

- 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件として、現行、連系線の利用計画において、空容量が10%（長期）又は5%（年間）を下回る等の状況が確認された場合、本機関は、連系線増強の計画策定プロセスを開始することが規定されている。
- 他方、間接オークション導入後は、連系線利用登録がなくなるため、このような事象は生じなくなる。
- 上記より、本機関による広域的取引の環境整備に関する検討開始要件のうち、長期計画及び年間計画における空容量による開始要件を削除する。

（本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件）

第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。但し、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

一 安定供給に関する検討開始要件

ア～イ （略）

二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件

ア （略）

イ 連系線の年間計画 連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合

ウ 連系線の長期計画 連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年度が、3年度以上となった場合

エ～ク （略）

削除



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

Ⅱ. 間接オークションにおける計画面の詳細設計

論点3: 計画策定プロセスの検討開始要件

- (1) 現行、連系線の利用計画において、空容量が10%(長期)又は5%(年間)を下回る等の状況が確認された場合、広域機関は、連系線増強の計画策定プロセスを開始することが規定されている。
- (2) 他方、間接オークション導入後は、連系線利用登録がなくなるため、このような事象は生じなくなる。
- (3) また、間接オークションによって、連系線の混雑に伴う社会的費用が明らかとなる。

- 間接オークションを導入すれば、上述のような形式要件に該当する事象はそもそも生じなくなるため、この撤廃することが望ましいと考えられる。
- また、間接オークションを導入すれば、各連系線において、どの程度の混雑費用が発生するかが明らかとなるため、この段階で実績を評価の上、改めて検討開始要件を定めることとしてはどうか。
- なお、論点1(※)のとおり、長期については空容量が0となることにより、形式的には現状既に検討開始要件に抵触することが明らかであるが、何ら実質的な意味がないため、増強計画策定プロセスを開始しないこととしてはどうか。

- (4) 現行、特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点から、連系線増強等に関する特定負担の意思を示すことで計画策定プロセスを開始することが規定されている。
- (5) 他方、間接オークション導入後は、連系線混雑による値差リスクはあるものの、計画策定プロセスによる連系線の増強がなされない場合においても、連系線を介した広域的取引が可能となる。

- 特定負担による連系線増強等についても、上述の議論と併せ、間接的オークションの導入後に、改めてその在り方を検討することとしてはどうか。

間接オークション導入に伴う以下のルール変更については、次項以降に記載しております。

- 連系線利用に関するルール変更 : 出力維持等の考慮が必要な電源等の承認 (p80)
- 連系線利用に関するルール変更 : 経過措置の管理 (p43)
- 連系線利用に関するルール変更 : 混雑処理 (p68,p69)
- 需給状況の監視に関するルール変更 : 需給監視等のための計画等の取得内容の見直し (p76)

取引所ルール改定の概要



- 経過措置給付金の給付
経過措置計画の発電側エリアと受電側エリアとの間で、市場分断により値差が生じた場合、当該値差額を経過措置計画受電側事業者に給付する。
- 承認電源等の入札方法
承認電源等用の入札方法を用意する。
- 特別取引会員の売買
特別取引会員（＝一般送配電事業者）の取引所利用に関して、FITの売電のみとしていたものに以下の売買も加える。
 - 供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る電力の運用のための取引
 - 流通設備の作業停止に伴い行われる電力の運用のための取引
- 受渡契約の売買の別
現在、1受渡契約/エリアとしているものを、売り用契約・買い用契約/エリアの登録を可能とする。
- スポット市場の取引単位変更（1MW⇒0.1MW）
- 京都メカニズムクレジット掲示板売買の終了

3. 広域機関への計画提出について

3 - 1 . BP標準規格の主な変更内容について

2-1) BP標準規格の主な変更内容：連系線利用計画

23

変更となるBP(連系線利用計画)※1※1：発電計画等受領業務 EDI共通規格
表5-2 データ要素の共通コード 参照

情報区分 コード	データ名称		変更
	変更前	変更後	
0460	(翌日) 連系線利用計画	経過措置計画	用途・名称変更
0470	(週間) 連系線利用計画	—	削除
0480	(月間) 連系線利用計画	—	削除
0490	(年間) 連系線利用計画	—	削除

- (長期)連系線利用計画は、経過措置の元となるデータのため、今回の変更では削除は行いません
- 用途・名称変更になるBPについては、タグの追加やフォーマットの変更は行いません※2
- 実需同時同量BP※3における連系線等利用計画の情報区分コードも削除いたします

※2：発電計画等受領業務 ビジネスプロトコル標準規格(計画値同時同量編) (Ver.3A)
表3-4-1 連系線利用計画関係メッセージのデータ要素 参照

※3：発電計画等受領業務 ビジネスプロトコル標準(Ver.3C)
削除対象情報区分コード： 0410,0420,0430,0440,0450

出所) 第2回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会 (2017.12.20, 12.25) 資料

※ BP：発電計画等受領業務 EDI共通規格 および ビジネスプロトコル標準規格。

当該規格を含めた、広域機関システムとの連携に関する規格等については以下URLをご参照ください。

http://www.occto.or.jp/occtosystem/riyou/occtosys_renkei.html

2-2) BP標準規格の主な変更内容：送電可否判定結果通知

24

変更となるBP(送電可否判定結果通知)※1※1：発電計画等受領業務 EDI共通規格
表5-2 データ要素の共通コード 参照

情報区分 コード	データ名称		変更
	変更前	変更後	
0461	(翌日) 送電可否判定結果通知	(経過措置) 可否判定結果通知	用途・名称変更
0462	(通告変更) 送電可否判定結果通知	—	削除
0471	(週間) 送電可否判定結果通知	—	削除
0481	(月間) 送電可否判定結果通知	—	削除
0491	(年間) 送電可否判定結果通知	—	削除

- (長期)送電可否判定結果通知は、(長期)連系線利用計画と同様に削除は行いません
- 用途・名称変更になるBPについては、タグの追加やフォーマットの変更は行いません※2
- 実需同時同量BP※3における送電可否判定結果通知の情報区分コードも削除いたします

※2：発電計画等受領業務 ビジネスプロトコル標準規格(計画値同時同量編) (Ver.3A)
表3-5-4 経過措置可否判定結果通知メッセージのデータ要素 参照

※3：発電計画等受領業務 ビジネスプロトコル標準(Ver.3C)
削除対象情報区分コード： 0411,0412,0421,0422,0431,0432,0441,0442,0451,0452

2-3) BP標準規格の主な変更内容：混雑処理通知

25

変更となるBP(混雑処理通知)※1

※1：発電計画等受領業務 EDI共通規格
表5-2 データ要素の共通コード 参照

情報 区分 コード	データ名称		変更
	変更前	変更後	
0513	(翌日) 混雑処理通知	(経過措置) 減少処理通知	用途・名称変更
0522	(週間) 混雑処理通知	—	削除
0532	(月間) 混雑処理通知	—	削除
0542	(年間) 混雑処理通知	—	削除
0552	(長期) 混雑処理通知	—	削除
0515	—	(スポット・1時間前) 混雑処理通知	新規追加※2

- 用途・名称変更になるBPについては、タグの追加やフォーマットの変更は行いません※3
- 実需同時同量BP※4における混雑処理通知の情報区分コードも削除いたします
- 新規追加となる情報区分コード0515については次頁で説明いたします

※2,3：発電計画等受領業務 ビジネスプロトコル標準規格(計画値同時同量編) (Ver.3A)
表3-5-5 経過措置減少処理通知、表3-5-6 混雑処理通知(スポット・1時間前)メッセージのデータ要素 参照

※4：発電計画等受領業務 ビジネスプロトコル標準(Ver.3C)
削除対象情報区分コード： 0511,0512,0521,0531,0541,0551

3 - 2 . 計画提出・記載内容の変更について

本章では、間接オークション導入に伴う、計画提出・記載内容の変更についてご説明し、また前回の説明会でご質問いただいた内容を中心に、各種ケーススタディについてご説明いたします。

■ 計画提出・記載内容の変更について

■ ケーススタディ

- ・ ケース1：一般的なエリア間取引の場合
- ・ ケース2：自社エリア間取引の場合
- ・ ケース3：前日スポット市場の約定結果における受給契約等の送電側不足
- ・ ケース4：前日スポット市場の約定結果における受給契約等の受電側不足
- ・ ケース5：前日スポット市場約定後の発電機トラブル
- ・ ケース6：前日スポット市場約定後の需要上ぶれ
- ・ ケース7：前日スポット市場約定後の需要下ぶれ

※これらのケーススタディは計画値同時同量を達成するためのものであり、その他の対応方法がある場合は、ここに記載のいずれかの対応を取らなければならないというものではありません。各社合意の元、適切な対応をお取りいただくようお願いいたします。

1-1) 計画提出・記載内容の変更概要

5

間接オークション導入に伴う、計画提出・記載内容の変更について

- 連系線利用計画：提出不要になります。エリア間取引は全て市場経由となります。
 - ✓ 既に容量登録されている連系線利用計画や、契約認定されている連系線利用計画も含めて廃止となります。
 - ✓ 通告変更（連系線利用計画）も廃止されます。1時間前市場を活用ください。
 - ✓ 送電可否判定結果通知についても廃止となります。

例：翌日送電可否判定結果通知の送付(現行前日15時頃)も無くなります。
- 発電販売計画：発電計画は現行通り。販売計画・調達計画は一部記載内容が変わります。（次頁）
 - ✓ 電源によらず、間接オークションの対象となります。
- 需要調達計画：需要計画は現行通り。販売計画・調達計画は一部記載内容が変わります。（次頁）

計画種別		間接オークション導入時の変更	
		計画記載	計画提出締切
連系線利用計画		廃止（提出不要）	—
発電販売計画	発電計画	従来通り	従来通り
	販売計画 調達計画	記載ルールに一部変更有（次頁）	
需要調達計画	需要計画	従来通り	従来通り
	販売計画 調達計画	記載ルールに一部変更有（次頁）	

出所）第2回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会（2017.12.20，12.25） 資料

※ 間接オークション開始前後の計画提出については、以下をご参照ください。

- ・ 間接オークション開始に伴う計画提出等の留意事項について

https://www.occto.or.jp/occtosystem/kansetsu_auction/oshirase/180808_kansetsu_auction_dounyubi.html

1-2) 計画記載内容の変更

6

間接オークション導入に伴う、販売計画・調達計画の記載内容の変更

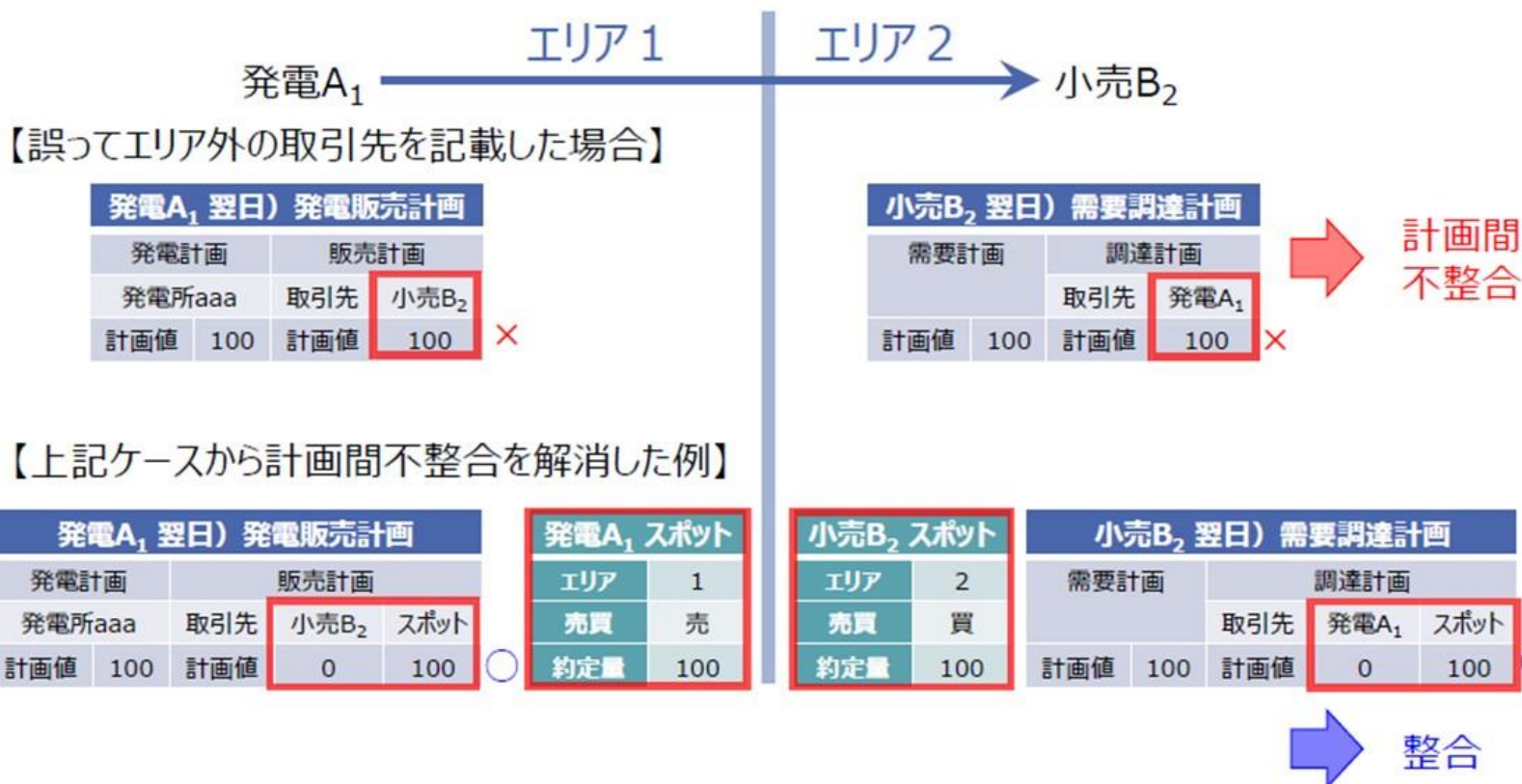
- 取引所取引、エリア内取引については現行ルールと同様の計画記載をお願いいたします。
- エリア間取引については、以下のようになります。
 - ✓ 年間・月間・週間計画・・・作業停止計画調整やエリア需給状況の把握に連系線潮流の見込が必要なため
特定契約などを元に、エリア外の取引先コード・取引量を記載してください。
※特定契約などが無い場合も、エリア間取引が見込まれる場合は当該取引を記載の事
 - ✓ 翌日・当日計画・・・取引所の取引先コード(JSPT3・J1HR3)・約定量を記載してください。

取引 種別	断面	現行ルール	間接オークション導入時
取引所 取引	翌日 当日※	取引所の取引先コード(JSPT3,J1HR3) ・約定量を記載。	現行ルールと同じ
エリア内 取引	全 断面	受給契約などを元に、 エリア内の取引先コード・取引量を記載	現行ルールと同じ
エリア間 取引	年間 月間 週間	受給契約などを元に、 エリア外の取引先コード・取引量を記載。 別途対応した連系線利用計画の提出が必要。	特定契約などを元に、 エリア外の取引先コード・取引量を記載。 連系線利用計画の提出は不要。
	翌日 当日	受給契約などを元に、 エリア外の取引先コード・取引量を記載。 別途対応した連系線利用計画の提出が必要。	取引所の取引先コード(JSPT3,J1HR3) ・約定量を記載。 連系線利用計画の提出は不要。

※年間・月間・週間においては、未約定の取引所取引は記載不可です（現行ルール通り）

2-5) BP記載要領の主な変更内容：エリア外取引先誤記載例 27

- 翌日発電販売計画・需要調達計画に誤ってエリア外の取引先を記載した場合
 - 容量登録値が無いので、当該計画は全コマで計画間不整合となります。
(当該取引先が整合する計画を提出していた場合でも、両者全コマ不整合となります。容量登録値ゼロの扱いです。)
 - 当該計画値を全コマゼロで再提出する事で、計画間不整合が解消されます。



出所) 第2回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会 (2017.12.20, 12.25) 資料

※ BP記載要領：発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格（計画値同時同量編）記載要領
<http://www.occto.or.jp/occtosystem/keikaku/keikakuteishutsu.html>

1-3) 計画記載例①間接オークション導入前後の翌日計画

7

- 現行ルールと間接オークション導入時の、翌日発電販売計画・翌日需要調達計画の計画記載例
 - 間接オークション導入時は、連系線利用計画の提出は不要。
 - エリア間の取引は記載せず、取引所取引として記載する。当該入札・約定が必要。計画値は当該約定量を記載。

【ケースA】エリア1の発電契約者A₁がエリア2の小売電気事業者B₂へ電力を100販売する場合の
現行ルールと間接オークション導入時の翌日計画記載例

エリア 1

エリア 2

発電A₁

→

小売B₂

現行ルール

発電A ₁ 翌日発電販売計画			
発電計画		販売計画	
発電所aaa	取引先	小売B ₂	
計画値	100	計画値	100

小売B ₂ 連系線利用計画	
取引	発電A ₁ →小売B ₂
申込番号	0220160401...
計画値	100

小売B ₂ 翌日需要調達計画			
需要計画		調達計画	
		取引先	発電A ₁
計画値	100	計画値	100

間接オークション導入時

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット約定	
発電計画		販売計画		エリア	1
発電所aaa	取引先	スポット		売買	売
計画値	100	計画値	100	約定量	100

連系線利用計画の提出は不要

小売B ₂ スポット約定	
エリア	2
売買	買
約定量	100

小売B ₂ 翌日需要調達計画			
需要計画		調達計画	
		取引先	スポット
計画値	100	計画値	100

1-4) 計画記載例②年間・月間・週間の発販・需調計画

8

- 間接オークション導入時の、週間計画と翌日計画の記載例
 - 年間・月間・週間計画では、作業停止計画調整やエリア需給状況の把握に連系線潮流の見込が必要なため、特定契約などを元にエリア外取引先コードおよびエリア間の取引量を記載。(連系線利用計画は不要)
 - 翌日・当日計画では、エリア外取引先は記載せず、取引所の取引先コード・約定量を記載。

【ケースB】 エリア1の発電契約者A₁がエリア2の小売電気事業者B₂へ電力を販売する場合の
週間計画と翌日計画の記載例

エリア 1

エリア 2

発電A₁

小売B₂

週間計画

発電A ₁ 週間) 発電販売計画			
発電計画		販売計画	
発電所aaa	取引先	小売B ₂	
最大値	150	最大値	150
最小値	50	最小値	50

連系線利用計画の提出は不要

小売B ₂ 週間) 需要調達計画			
需要計画		調達計画	
		取引先	発電A ₁
最大値	150	最大値	150
最小値	50	最小値	50

翌日計画

発電A ₁ 翌日) 発電販売計画			
発電計画		販売計画	
発電所aaa	取引先	スポット	
計画値	100	計画値	100

発電A ₁ スポット約定	
エリア	1
売買	売
約定量	100

小売B ₂ スポット約定	
エリア	2
売買	買
約定量	100

小売B ₂ 翌日) 需要調達計画			
需要計画		調達計画	
		取引先	スポット
計画値	100	計画値	100

以降では、翌日計画についてご説明いたします

1-5) ケース 1：一般的なエリア間取引の場合

9

■ 一般的なエリア間取引の場合

➤ 例) エリア 1 の発電契約者A₁からエリア 2 の小売電気事業者B₂への受給契約等100kWhがある場合を想定

<現行ルール>

エリア1
発電契約者A₁

エリア2
小売電気事業者B₂

取引量の合意

合意に応じた計画値の発電・需調・連利の提出

発電

連利 需調

発電) 販売計画	連系線利用計画	需調) 調達計画
取引先: 小売B ₂	送電側: 発電A ₁	取引先: 発電A ₁
販売量: 100kWh	受電側: 小売B ₂	調達量: 100kWh
	計画値: 100kWh	

※可否判定や混雑処理、不整合通知などに応じて再提出

<間接オークション>

※前日スポット市場での受渡しを想定
(取引先コードJSPT3)

エリア1
発電契約者A₁

エリア2
小売電気事業者B₂

取引量の合意

合意に応じた計画値の発電・需調の提出、売/買入札

発電 売り入札

買入札 需調

発電) 販売計画	前日スポット市場	前日スポット市場	需調) 調達計画
取引先: JSPT3	エリア1 売入札	エリア2 買入札	取引先: JSPT3
販売量: 100kWh	入札量: 100kWh	入札量: 100kWh	調達量: 100kWh

※約定結果、不整合通知などに応じて再提出

(略語等) 連利: 連系線利用計画 発電: 発電販売計画 需調: 需要調達計画 (以降省略)

出所) 第2回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会 (2017.12.20, 12.25) 資料

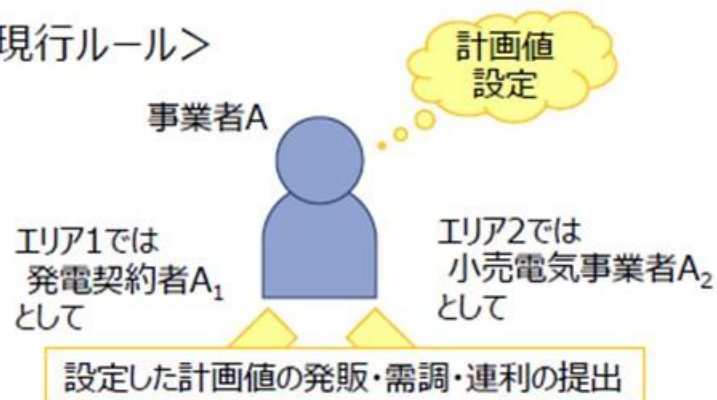
1-6) ケース2：自社エリア間取引の場合

10

■ 自社のエリア間取引の場合

- 例) 事業者Aによる、エリア1からエリア2への振替供給100kWhを行う場合を想定

<現行ルール>



発電) 販売計画

取引先: 小売A₂
販売量: 100kWh

連系線利用計画

送電側: 発電A₁
受電側: 小売A₂
計画値: 100kWh

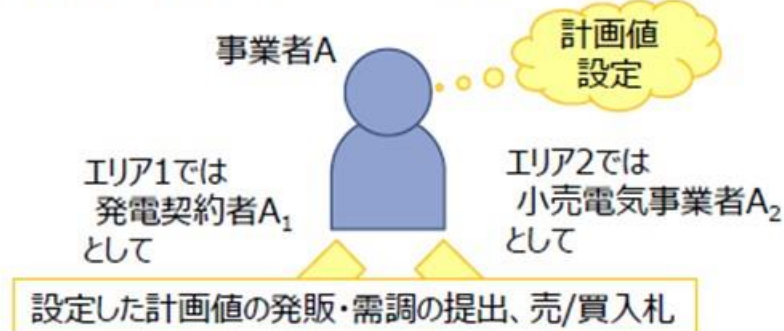
需調) 調達計画

取引先: 発電A₁
調達量: 100kWh

※可否判定や混雑処理、不整合通知などに応じて再提出

<間接オークション>

※前日スポット市場での受渡しを想定
(取引先コードJSPT3)



発電) 販売計画

取引先: JSPT3
販売量: 100kWh

前日スポット市場

エリア1 売入札
入札量: 100kWh

前日スポット市場

エリア2 買入札
入札量: 100kWh

需調) 調達計画

取引先: JSPT3
調達量: 100kWh

※約定結果、不整合通知などに応じて再提出

→ 自社のエリア間取引の場合も、
通常の取引と変わるところはありません

1-7) ケース3：スポット約定結果の送電側不足(1/2)

11

- 前日スポット市場で、ある受給契約等の送電側約定量が不足した場合

…基本的には両者の契約・合意次第です。ご参考までに、以下に取り得る手段の例を示します。

➤ 例) 送電側の約定量が事前合意の値とならなかった場合 (事前合意200kWh、売約定結果のみ150kWh)

・事前合意内容 (計画提出、入札内容)

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット入札		小売B ₂ スポット入札		小売B ₂ 翌日需要調達計画			
発電計画		販売計画		エリア		エリア		需要計画		調達計画	
発電所GA		取引先	JSPT3	売買	売	売買	買			取引先	JSPT3
計画値	200	計画値	200	計画値	200	計画値	200	計画値	200	計画値	200

・約定結果 (送電側 一部約定不調)

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット約定		小売B ₂ スポット約定		小売B ₂ 翌日需要調達計画			
発電計画		販売計画		エリア		エリア		需要計画		調達計画	
発電所GA		取引先	JSPT3	売買	売	売買	買			取引先	JSPT3
計画値	200	計画値	200	計画値	150	計画値	200	計画値	200	計画値	200

一部
約定不調

(取り得る手段の例)

- ① 約定結果(150kWh)に合わせて発電計画を変更する (受電側は他の調達先から調達した扱い)
- ② 当初予定の発電計画値(200kWh)を維持し、スポット市場に売れなかった分を他の販売先に販売する

1-7) ケース3：スポット約定結果の送電側不足(2/2)

12

例① 約定結果(150kWh)に合わせて発電計画を変更して対応する例
・・・発電計画を約定に合わせて変更。小売B₂はスポット市場で他の調達先から50kWh調達した扱い。

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット約定		小売B ₂ スポット約定		小売B ₂ 翌日需要調達計画			
発電計画		販売計画		エリア		エリア		需要計画		調達計画	
発電所GA		取引先	JSPT3	売買	売	売買	買			取引先	JSPT3
計画値	150	計画値	150	計画値	150	計画値	200	計画値	200	計画値	200

(発電A₁)・・・発電計画・販売計画を200→150

(小売B₂)・・・特段行動しない
※スポット市場から200kWh調達したうち、
150kWhを発電A₁から調達した扱い
(50kWhは他の調達先から調達した扱い)

例② 当初予定の発電計画(200kWh)を維持し、スポット市場に売れなかった分(50kWh)を他の販売先に販売する例
・・・ここでは1時間前市場へ販売する例として記載

発電A ₁ 翌日発電販売計画					発電A ₁ スポット約定		発電A ₁ 1時間前約定		小売B ₂ スポット約定		小売B ₂ 翌日需要調達計画			
発電計画		販売計画			エリア		エリア		エリア		需要計画		調達計画	
発電所GA		取引先	JSPT3	J1HR3	売買	売	売買	売	売買	買			取引先	JSPT3
計画値	200	計画値	150	50	計画値	150	計画値	50	計画値	200	計画値	200	計画値	200

(発電A₁)・・・1時間前市場に50を販売、50を販売計画に記載

(小売B₂)・・・特段行動しない

1-8) ケース4：スポット約定結果の受電側不足(1/2)

13

- 前日スポット市場で、ある受給契約等の受電側約定量が不足した場合

…基本的には両者の契約・合意次第です。ご参考までに、以下に取り得る手段の例を示します。

- 例) 受電側の約定量が事前合意の値とならなかった場合（事前合意300kWh、買約定結果のみ200kWh）

・事前合意内容（計画提出、入札内容）

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット入札	
発電計画		販売計画		エリア	
発電所GA		取引先	JSPT3	売買	売
計画値	300	計画値	300	計画値	300

小売B ₂ スポット入札		小売B ₂ 翌日需要調達計画			
エリア		需要計画		調達計画	
売買	買	取引先		JSPT3	
計画値	300	計画値	300	計画値	300

・約定結果（受電側 一部約定不調）

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット約定	
発電計画		販売計画		エリア	
発電所GA		取引先	JSPT3	売買	売
計画値	300	計画値	300	計画値	300

小売B ₂ スポット約定		小売B ₂ 翌日需要調達計画			
エリア		需要計画		調達計画	
売買	買	取引先		JSPT3	
計画値	200	計画値	300	計画値	300

一部
約定不調

（取り得る手段の例）

- ① 約定結果(200kWh)に合わせて調達計画を変更、受電側は不足分を他の調達先から調達する
- ② 約定結果(200kWh)に合わせて調達計画を変更、受電側は不足分を1時間前市場から調達する

1-8) ケース4：スポット約定結果の受電側不足(2/2)

14

例① 受電側が地内取引で不足分を補填する例
・・・発電A₁はスポット市場で他の供給先に100kWh販売した扱い。



発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット約定	
発電計画		販売計画		エリア	
発電所GA		取引先	JSPT3	売買	売
計画値	300	計画値	300	計画値	300

小売B ₂ スポット約定		小売B ₂ 翌日需要調達計画				
エリア	2	需要計画		調達計画		
売買	買			取引先	JSPT3	Y ₂
計画値	200	計画値	300	計画値	200	100

(発電A₁)・・・特段行動しない
※スポット市場に300kWh供給したうち、
200kWhを小売B₂へ供給した扱い
(100kWhは他の供給先へ販売した扱い)

(小売B₂)・・・地内取引先Y₂から100を調達、
100を調達計画に記載

例② 受電側が1時間前市場で不足分を補填する例

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット約定		小売B ₂ スポット約定		小売B ₂ 1時間前約定		小売B ₂ 翌日需要調達計画				
発電計画		販売計画		エリア	1	エリア	2	エリア	2	需要計画	調達計画			
発電所GA		取引先	JSPT3	売買	売	売買	買	売買	買		取引先	JSPT3	J1HR3	
計画値	300	計画値	300	計画値	300	計画値	200	計画値	100	計画値	300	計画値	200	100

(発電A₁)・・・特段行動しない

(小売B₂)・・・1時間前市場から100を調達、
100を調達計画に記載

1-9) ケース5：スポット約定後の発電機トラブル(1/2)

15

- 前日スポット市場約定後の発電機トラブルの場合
 - ▶ スポット約定後に発電機が1台停止した場合を想定

・スポット約定時点

GA 140 GB 10 GC 50						L 200			
発電A ₁ 翌日発電販売計画						発電A ₁ スポット約定		小売B ₂ スポット約定	
発電計画			販売計画			エリア	1	エリア	2
発電所	GA	GB	GC	取引先	JSPT3	売買	売	売買	買
計画値	140	10	50	計画値	200	計画値	200	計画値	200

・G_Cの発電不調により、50kWh発電不可

GA 140 GB 10 GC 0						L 200			
発電A ₁ 翌日発電販売計画						発電A ₁ スポット約定		小売B ₂ スポット約定	
発電計画			販売計画			エリア	1	エリア	2
発電所	GA	GB	GC	取引先	JSPT3	売買	売	売買	買
計画値	140	10	0	計画値	200	計画値	200	計画値	200

(取り得る手段の例)

① 1時間前市場からの調達

② エリア内の電源の焚き増し

③ エリア内の他事業者からの調達

(略語等)

GA : 発電所

L : 需要

(以降省略)

1-9) ケース 5 : スポット約定後の発電機トラブル(2/2)

16

例① 1時間前市場からの調達



例② エリア内の電源の焚き増し



例③ エリア内の他事業者からの調達



1-10) ケース6：スポット約定後の需要の上ぶれ(1/2)

17

■ スポット約定後に天候が急変して需要上ぶれが起きた場合

・スポット約定時点

G100

L100

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット約定		小売B ₂ スポット約定		小売B ₂ 翌日需要調達計画			
発電計画		販売計画		エリア	1	エリア	2	需要計画	調達計画		
発電所GA		取引先	JSPT3	売買	売	売買	買		取引先	JSPT3	
計画値	100	計画値	100	計画値	100	計画値	100	計画値	100	計画値	100

・天候急変により需要上ぶれ

G100

L150

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット約定		小売B ₂ スポット約定		小売B ₂ 翌日需要調達計画			
発電計画		販売計画		エリア		エリア		需要計画	調達計画		
発電所GA		取引先	JSPT3	売買		売買			取引先	JSPT3	
計画値	100	計画値	100	計画値	100	計画値	100	計画値	150	計画値	100

- (取り得る手段の例)
- ①1時間前市場からの調達

②エリア内の他事業者からの調達

③ネガワット（需要抑制）

1-10) ケース6：スポット約定後の需要の上ぶれ(1/2)

18

例① 1時間前市場からの調達

G100

(発電A₁)
特段行動しない

JEPX
1時間前市場

L150

小売B₂ スポット約定

エリア	2
売買	買
計画値	100

小売B₂ 1時間前約定

エリア	1
売買	買
計画値	50

小売B₂ 翌日需要調達計画

需要計画	調達計画		
	取引先	JSPT3	J1HR3
計画値	150	100	50

例② エリア内の他事業者からの調達

G100

(発電A₁)
特段行動しない

L150

Y₂50

小売B₂ スポット約定

エリア	2
売買	買
計画値	100

小売B₂ 翌日需要調達計画

需要計画	調達計画		
	取引先	JSPT3	Y ₂
計画値	150	100	50

例③ ネガワット（需要抑制）

G100

(発電A₁)
特段行動しない

L150→100

自社の需要家に節電依頼し、
▲50kWhの需要を抑制※

小売B₂ スポット約定

エリア	2
売買	買
計画値	100

小売B₂ 翌日需要調達計画

需要計画	調達計画	
	取引先	JSPT3
計画値	100	100

※小売電気事業者が、
自社需要者から
ネガワットを調達するもの。

出所) 第2回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会 (2017.12.20 , 12.25) 資料

1-11) ケース7：スポット約定後の需要の下ぶれ(1/2)

19

■ スポット約定後に天候が急変して需要下ぶれが起きた場合

・スポット約定時点

G200

L200

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット約定		小売B ₂ スポット約定		小売B ₂ 翌日需要調達計画			
発電計画		販売計画		エリア		エリア		需要計画		調達計画	
発電所GA		取引先	JSPT3	売買	売	売買	買			取引先	JSPT3
計画値	200	計画値	200	計画値	200	計画値	200	計画値	200	計画値	200

・天候急変により需要下ぶれ

G200

L150

発電A ₁ 翌日発電販売計画				発電A ₁ スポット約定		小売B ₂ スポット約定		小売B ₂ 翌日需要調達計画			
発電計画		販売計画		エリア		エリア		需要計画		調達計画	
発電所GA		取引先	JSPT3	売買	売	売買	買			取引先	JSPT3
計画値	200	計画値	200	計画値	200	計画値	200	計画値	150	計画値	200

- (取り得る手段の例)
- ①1時間前市場への販売

②エリア内の他事業者への販売

1-11) ケース7：スポット約定後の需要の下ぶれ(2/2)

20

例① 1時間前市場への販売

G 200
(発電A₁)
特段行動しない

小売B ₂ スポット約定	
エリア	2
売買	買
計画値	200

小売B ₂ 1時間前約定	
エリア	1
売買	売
計画値	50

JEPX
1時間前市場
50

小売B ₂ 翌日需要調達計画				
需要計画	調達計画		販売計画	
	取引先	JSPT3	取引先	J1HR3
計画値	150	200	計画値	50

L 150

例② エリア内の他事業者への販売

G 200
(発電A₁)
特段行動しない

小売B ₂ スポット約定	
エリア	2
売買	買
計画値	200

小売B ₂ 翌日需要調達計画				
需要計画	調達計画		販売計画	
	取引先	JSPT3	取引先	Z ₂
計画値	150	200	計画値	50

Z₂
50

L 150

4. 経過措置について

4 - 1 . 経過措置の概要

経過措置の管理

9

- 現行ルールで容量登録されている連系線利用計画のうち、平成28年度長期利用計画策定分を対象に付与される経過措置の管理を行う仕組みを設ける。

＜経過措置の概要について＞		※精算に係るルールは日本卸電力取引所（JEPX）による
経過措置対象	平成28年度利用計画として登録された長期連系線利用計画値	
経過措置期間	平成30年度（2018年度）～平成37年度（2025年度） なお、電源投資に大きな影響を与える制度変更等（容量メカニズムの導入等）があった場合には、経過措置の在り方について、その必要性を含めた検討を行う	
経過措置付与者	原則として小売電気事業者（長期連系線利用計画を登録していた事業者） 但し、契約の相手先（送電者）との間で合意が得られる場合は、当該相手先に付与することも可能	
精算方式※	エリア間値差による追加費用が発生した場合は当該額の補填を受ける、逆にエリア間値差により収益が発生した場合は当該額を戻し精算（いわゆる「オブリゲーション」方式）	
転売	転売不可	
経過措置計画の提出	長期連系線利用計画を登録していた事業者は、経過措置対象日の前々日までに、経過措置計画を提出する 計画の更新は減少更新のみとする	
経過措置計画の中身	30分単位のkWh、但し長期連系線利用計画値以下であること 計画値には、現行ルールと同様の「計画の蓋然性」を求める	
経過措置可否判定 減少処理 計画登録	本機関は、経過措置計画に対し、前々日の空容量に基づく経過措置可否判定及び減少処理を実施し、減少処理結果を最終的な経過措置対象計画として登録する 減少処理方法は現行ルール（先着優先）による	
精算金額※	経過措置計画エリア間のエリア間値差[円/kWh]×経過措置計画値[kWh]	
受電者側に 求められること※	受電者側（経過措置対象者側）の約定量が経過措置計画値未満の場合は、JEPXから事業者に補填する側の精算を行わない	
送電者側に 求められること※	送電者側の入札量*1が、正当な理由なく*2経過措置計画値未満の場合は、経過措置を停止する等の措置を取る（適宜監視を実施） 送電側の発電計画の内訳は問わない	



*1：送電者側の要件を「約定量」ではなく「入札量」とするのは、市場価格が限界費用未満となる不可抗力があり得るため。

*2：「正当な理由」とは、例えば前々日から前日にかけての発電機トラブル等を想定。

出所）第1回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会（2017.6.14）第1部 資料

- ※ 経過措置は、前日スポット市場取引におけるエリア間値差の相当分を精算するものですので、前日スポット市場取引において、受電者側の約定量が経過措置計画値未満の場合は、JEPXから事業者に補填する側の経過措置の精算は受けられません。
- ※ 経過措置は、市場取引において優先的に約定できるものではありません。
- ※ 市場取引には、売り・買い約定それぞれ売買手数料が必要となります。

経過措置の管理を行うにあたり、特定契約等を確認いたします（下記参照）。

申告書類のダウンロード・申告手続き※については下記URLをご参照ください。

https://www.occto.or.jp/occtosystem/kansetsu_auction/oshirase/180530_keikasochi_shinkokusho.html

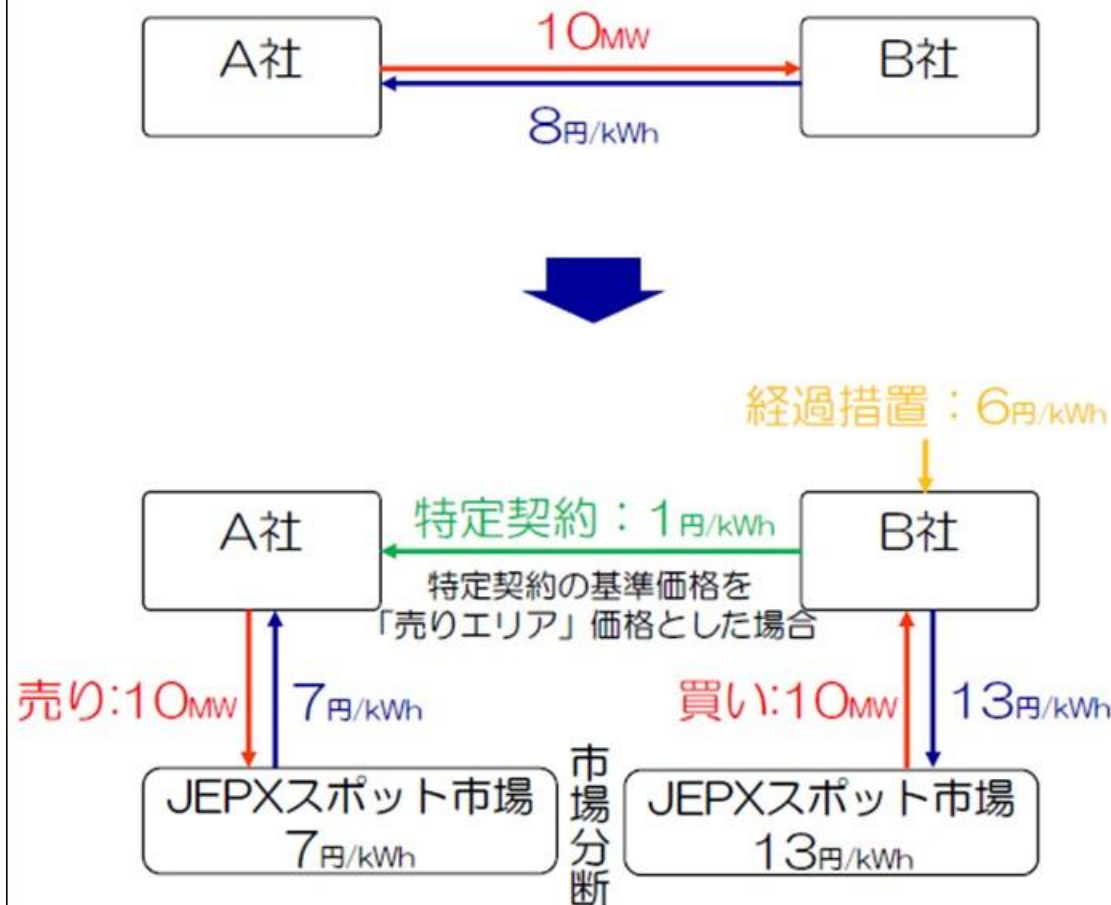
※ 2018年6月29日に締切済

論点②：経過措置との整合性確保

- 経過措置については、従来と等価な相対契約を締結できるよう措置されたものであり、広域機関及びJEPXにより、当該経過措置対象者の経過措置利用状況を確認し検証することとなる。
※経過措置対象者は、送配電等業務指針により、供給区域をまたいで行う電力供給に係る相手方との間の合意（特定契約）の変更又は終了等により、経過措置計画に登録している連系線利用量が減少するときは、経過措置計画の更新計画を広域機関に提出することを求められている。
- 広域機関は、経過措置対象者が特定契約を締結していないなど（※※）、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に、将来の経過措置計画又は入札内容を見直し要請し、業務規程に基づき指導又は勧告を行うことが考えられるのではないかと。
※※同一事業者がスポット市場の異エリア間で売り買いをする自己約定の場合は除く。
- また、JEPXは、経過措置対象者が広域機関の見直し要請に従わない場合、当該経過措置対象者に対して、エリア間値差相当分を踏まえた精算を行わないこととしてはどうか。

取引所利用のイメージ（市場分断時-相対振替供給①）

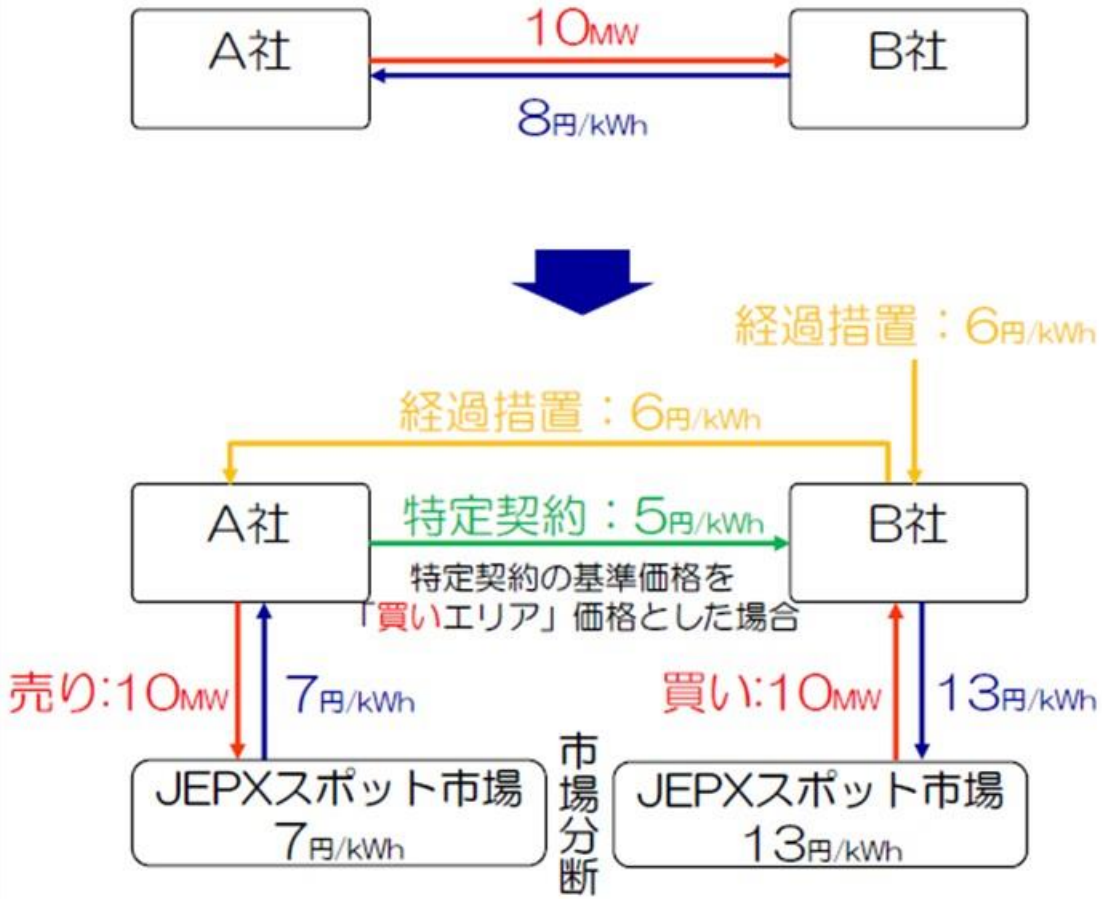
JEPX
Japan Electric Power eXchange



ポイント

- 市場分断した場合には経過措置付与者は経過措置により市場間値差分を補填される。
- ➡ 経過措置を受けられる条件
平成28年度の長期連系線利用計画（平成30年度～）が登録されている事業者

取引所利用のイメージ（市場分断時-相対振替供給②）



ポイント

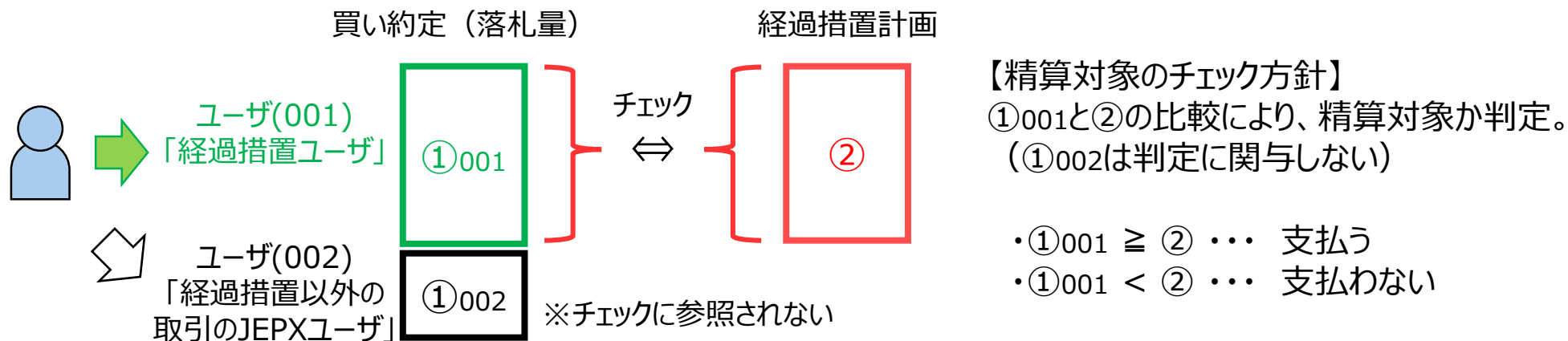
- 経過措置額は買い手に支給される。特定契約の基準価格は「売りエリア」価格とした方が煩雑にならない（前頁参照）

4 - 2 . 経過措置用のJEPXユーザについて

- 経過措置の契約に対応する市場取引は、精算対象の判定における取扱い上、売買入札ともに「経過措置用のJEPXユーザ」（以下「経過措置ユーザ」という。）が必要です。
- 「経過措置ユーザ」に関する留意点：
 - 必要に応じてユーザの追加を行っていただき、同一エリアで経過措置の契約に対応する市場取引と、経過措置以外の市場取引を実施する場合は、「経過措置ユーザ」と、「経過措置以外の取引のJEPXユーザ」を使い分けてください。
- JEPXユーザの追加については、JEPXの所定様式に従って申込手続きを行ってください。
- JEPXユーザの「経過措置ユーザ」としての登録方法については、p50をご参照ください。

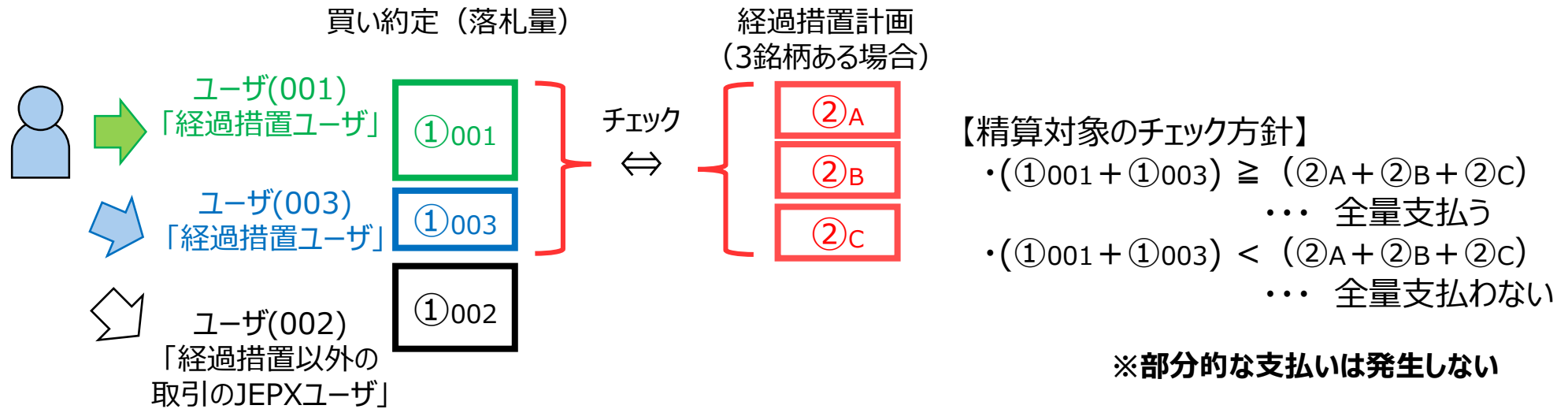
【追記】
コマ毎にチェックおよび
精算が行われる。

例) 経過措置に関するJEPXユーザの使い分けと精算対象のチェック（受電側の場合）



- ・経過措置計画それぞれ個別に経過措置ユーザを準備いただく必要はありません。
（複数の経過措置を持つ事業者様でも、最低1つの経過措置ユーザがあれば十分です）
- ・必要に応じて、経過措置ユーザを複数ご準備いただく事もできます。

例）複数の経過措置を持つ事業者の場合の精算対象のチェック（受電側の場合）



- ・すでに複数のJEPXユーザをお持ちの事業者様は、いずれかを経過措置用に登録いただく事ができます。
- ・経過措置ユーザを変更する場合のお手続については、次頁をご参照ください。
- ・経過措置ユーザでの入札量は、経過措置以上の値で入札することも可能です。

経過措置給付金について (経過措置ユーザ)



経過措置ユーザとは…

ユーザの【属性】情報として登録

- ・ 既存ユーザでも登録可能 ➡ 経過措置ユーザ登録申請書 or ユーザ情報変更申請書
- ・ 「承認電源用ユーザ」にも【経過措置】情報を設定可能
- ・ 新規ユーザ追加の場合は、追加ユーザ申請書の経過措置対象チェックボックスに☑

取引会員

ユーザ① 経過措置対象☑

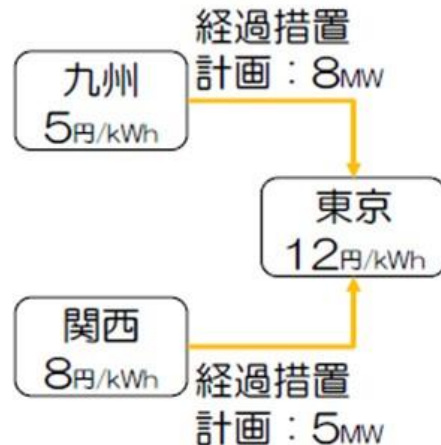
ユーザ② 経過措置対象□

承認電源用ユーザ 経過措置対象☑

4 - 3 . 支給の条件・検証等について

経過措置について 支給の条件①

JEPX
Japan Electric Power eXchange



東京エリアで $8+5=13\text{MW}$ 以上の買い約定量がある場合

○：経過措置が支給される

$$(12\text{円/kWh} - 5\text{円/kWh}) \times 8,000 \times 0.5 = 28,000\text{円}$$

$$(12\text{円/kWh} - 8\text{円/kWh}) \times 5,000 \times 0.5 = 10,000\text{円}$$

38,000円

東京エリアで $8+5=13\text{MW}$ 以上の買い約定量がない場合

✕：経過措置は一切支給されない

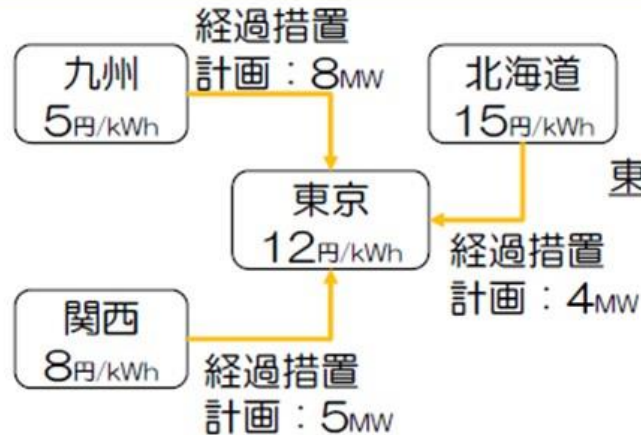
12MWの買い約定があっても経過措置支給額は0

▶ 経過措置計画の変更が必要

受給日の2日前に経過措置計画を提出し、
蓋然性の高い経過措置計画を登録しなければならぬ。

経過措置について 支給の条件②

JEPX
Japan Electric Power eXchange



東京エリアで $8+5+4=17\text{MW}$ 以上の買い約定量がある場合

○：経過措置が支給される

$$(12\text{円/kWh} - 5\text{円/kWh}) \times 8,000 \times 0.5 = 28,000\text{円}$$

$$(12\text{円/kWh} - 8\text{円/kWh}) \times 5,000 \times 0.5 = 10,000\text{円}$$

$$(12\text{円/kWh} - 15\text{円/kWh}) \times 4,000 \times 0.5 = \blacktriangle 6,000\text{円}$$

32,000円

東京エリアで $8+5+4=17\text{MW}$ 以上の買い約定量がない場合

✕：経過措置は一切支給されない
支給額は0となるが、支払は残る。

$$(12\text{円/kWh} - 5\text{円/kWh}) \times 8,000 \times 0.5 = 28,000\text{円} \Rightarrow 0\text{円}$$

$$(12\text{円/kWh} - 8\text{円/kWh}) \times 5,000 \times 0.5 = 10,000\text{円} \Rightarrow 0\text{円}$$

$$(12\text{円/kWh} - 15\text{円/kWh}) \times 4,000 \times 0.5 = \blacktriangle 6,000\text{円} \Rightarrow \blacktriangle 6,000\text{円}$$

$\blacktriangle 6,000\text{円}$

経過措置給付金について (1/2)



経過措置の検証

経過措置計画のもととなる電力受給契約が変更された場合は、速やかに経過措置計画も変更すること。
経過措置計画は受給日2日前に蓋然性の高い48コマ展開をした計画を提出することにより、最終的な経過措置計画が確定します。
その最終的な経過措置計画値に対し、事業者の入札行動が適切に行われているか検証いたします。

➡ **売り・買いエリアでの入札行動を検証**します。

経過措置支給額の公表

経過措置が正しく活用されている（発電者・需要家への還元等）かを周知する目的で**経過措置支給額を公表**します。

➡ 年度毎に、事業者別および**連系線別**に経過措置支給額合計をJEPXで公表します。

経過措置支給額は日々決済

経過措置支給額は、スポット取引の決済とあわせ**日々決済**します。
経過措置支給額は、**消費税相当額が付加**されます。

経過措置支給は買い手小売電気事業者

経過措置支給は、経過措置計画の**受電側小売事業者**となります。
エリア毎にJEPXに登録する**受渡契約のコードと経過措置計画の受電側コードとが合致**しなければ、経過措置支給はされません。

4-7) 経過措置の利用状況等の確認

45

経過措置の利用状況等について確認をいたします。

間接オークション導入に関する事業者説明会
(平成29年6月14日) 資料抜粋(再掲)

経過措置計画の中身	・ 計画値には、現行ルールと同様の「計画の蓋然性」を求める
受電者側に 求められること	・ 受電者側（経過措置対象者側）の <u>約定量</u> が経過措置計画値未満の場合は、JEPXから事業者に補填する側の <u>精算を行わない</u>
送電者側に 求められること	・ 送電者側の <u>入札量</u> が、 <u>正当な理由なく</u> 経過措置計画値未満の場合は、経過措置を停止する等の措置を取る（適宜監視を実施） ・ 送電側の発電計画の内訳は問わない

※注釈は省略しております

■ 主な確認ポイント：入札・約定結果と経過措置の整合性確認

経過措置の計画と入札・約定の実績に乖離が大きい場合、以下対応を取ります。

(業務規程 附則(平成29年9月6日) 第9条 経過措置計画の確認)

✓ 経過措置対象者に乖離の理由聴取をいたします。

※その際、経過措置計画の更新経過、契約書その他必要な資料の提出を求める事があります。

✓ 妥当性が確認できなかった場合、

将来の経過措置計画または入札内容を見直すことを求めます。

※なお、広域機関が経過措置計画又は入札内容の見直しを要請した場合には、

当該要請に従っていただきます。

出所) 第2回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会 (2017.12.20, 12.25) 資料

※ 送電者側による不適切な行動などにより、経過措置を停止する等の措置を取る際には、送電者側と受電者側の双方が対象となります。

4 - 4 . 経過措置計画の提出について

38

- 出所) 第2回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会 (2017.12.20, 12.25) 資料

4-2) 経過措置関連BP変更：経過措置可否判定結果通知

39

- 経過措置可否判定結果通知のBPにはBP0461(現在の翌日送電可否判定結果通知)を用います。
- タグの追加やフォーマットの変更は行いません。

(経過措置) 可否判定結果通知

※画面は現時点でのイメージであり、公開時には多少変更がある可能性があります

対象年月日

通知XML読込

終了(上書き保存)

情報区分	コード	名称
提出先事業者		
送信事業者		
運用モード		

可否判定結果通知情報() No.1

申込番号

利用計画名

契約識別番号1

契約識別番号2

登録時刻(今回容量登録分)

可否判定結果(集約)

(送電側)BG/計画提出者コード

(受電側)系統コード(エリア)

(受電側)BG/計画提出者コード

経過措置計画 可否判定結果

#	時間帯	可能量(kWh)	(判定結果)		マージン利用分		
			可否	判定理由	—	可否※	判定理由※
1	0:00~0:30						
2	0:30~1:00						
3	1:00~1:30						
4	1:30~2:00						
5	2:00~2:30						
6	2:30~3:00						
7	3:00~3:30						
8	3:30~4:00						
9	4:00~4:30						
10	4:30~5:00						
11	5:00~5:30						
12	5:30~6:00						

注：「容量登録」「送電可」等の記載がありますが、経過措置計画は実際の潮流にはなりません

注：経過措置計画の一部をblankで提出した場合も、全ての時間帯を通知いたします

4-3) 経過措置関連BP変更：減少処理通知

40

- ・減少処理通知のBPにはBP0513(現在の翌日混雑処理通知)を用います。
- ・タグの追加やフォーマットの変更は行いません。

(経過措置)減少処理通知

※画面は現時点でのイメージであり、公開時には多少変更がある可能性があります

通知XML読込

終了(上書き保存)

対象年月日			
基本情報			
	コード	名称	
情報区分			
提出先事業者			
送信事業者			
運用モード			
減少処理結果通知情報			
混雑通知区分			
経過措置計画 抑制情報			
地域間連系線			
混雑方向区分			
混雑理由区分			
経過措置計画情報() No.1			
申込番号			
利用計画名			
(送電側)系統コード(エリア)			
(送電側)BG/計画提出者コード			
(受電側)系統コード(エリア)			
(受電側)BG/計画提出者コード			

注：減少処理の対象外の時間帯を含む、全ての時間帯を通知いたします

#		(kWh)	(kWh)	抑制後(kWh)	抑制量(kWh)
1	0:00~0:30				
2	0:30~1:00				
3	1:00~1:30				
4	1:30~2:00				
5	2:00~2:30				
6	2:30~3:00				
7	3:00~3:30				
8	3:30~4:00				
9	4:00~4:30				

4-4) 経過措置計画の整合性チェック

41

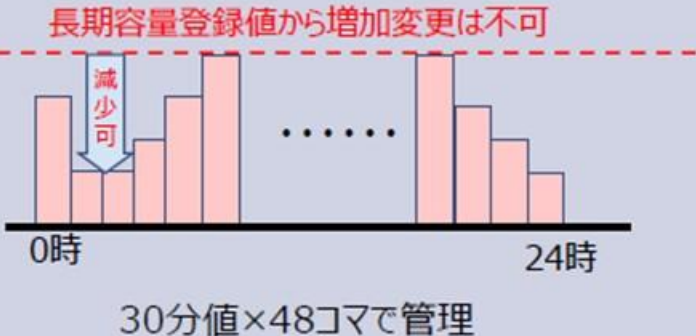
- 現行の翌日連系線利用計画と同様、
4層チェックやマスターチェック等を行います。
- 計画提出目的コードが「9」(経過措置計画提出用)であることなど、
各種コードが4-1)記載の固定値であることをチェックします。
- 上記のいずれかに該当した場合は当該計画は
計画全体が受付不可となりますので、ご注意ください。
- 加えて、長期容量登録値からの増加変更を1コマでも検出した場合、
当該銘柄は受付不可となりますので、ご注意ください。
増加変更検出時は当該コマの「計画変更理由」(右図①)に
「広域機関指示」を割り当てて不整合結果通知XML※を送付いたします。

※BP0460で通知いたします。
経過措置計画の
入力支援ツールで読込可能です。

チェック箇所	チェック内容	不整合検出時動作	
		通知 (Web・Err/Ackは従来同様)	計画受付
ファイル全体	4層チェック(必須項目有無等)	無し	
ファイル内 「基本情報」部	マスターチェック(基本情報部)		当該ファイル 全体が 受付不可
	提出可能期間のチェック 計画提出目的コード等のチェック	メール (計画内不整合)	
ファイル内 「計画情報」部 (銘柄毎)	マスターチェック(計画情報部)	メール (計画内不整合)	当該銘柄 全コマが 受付不可
	長期容量登録値からの 増加変更チェック	メール (計画内不整合) XML (増加コマに「広域機関指示」)	

4-5) 経過措置計画の計画提出に関する留意事項(1/2)

42

計画提出について		
経過措置 計画提出	・前々日12時が提出締切となります。 ・以降の計画変更・再提出はできません。	
経過措置 可否判定	・前々日15時以降に、最新の運用容量等のデータを反映し、経過措置計画の可否判定を実施します。	
	長期～週間断面	翌々日断面
経過措置 計画の管理	 0時 24時 平成28年度 長期容量登録値で管理	 長期容量登録値から増加変更は不可 減少可 0時 24時 30分値×48コマで管理
経過措置 計画提出に おける 留意事項	・長期～週間断面の計画提出・変更はできません	・長期容量登録値から変更が無い場合は、提出は不要です ・未提出の場合は、広域システムにて長期容量登録値を元に30分値×48コマに展開します

4-5) 経過措置計画の計画提出に関する留意事項(2/2)

43

通知について

経過措置
可否判定
結果通知

- ・前々日15時以降に、経過措置計画の可否判定を実施し、経過措置可否判定結果通知をお送りいたします。
- ・当該結果通知に応じた経過措置計画の再提出は不要です。
- ・また可否判定の際に減少処理も行った場合は、減少処理通知も送付いたします。詳細は「減少処理通知」の項目をご覧ください。

減少処理通知

- ・減少処理を行った場合、減少処理通知を送付いたします。
- ・当該結果通知に応じた経過措置計画の再提出は不要です。

前々日15時～前日10時の留意事項

突発的事象による
運用容量・マージンの
変更発生時

- ・突発的な事象により連系線の運用容量・マージンに変更が生じた場合※は、経過措置計画を減少処理するケースがあります。
- ※連系線の系統事故による送電容量の減少や需給悪化時のマージン変更など

その他

経過措置計画は連系線利用計画として容量登録しないため、情報公表において計画潮流として計上されません。

2) 経過措置計画の提出時の注意事項

6

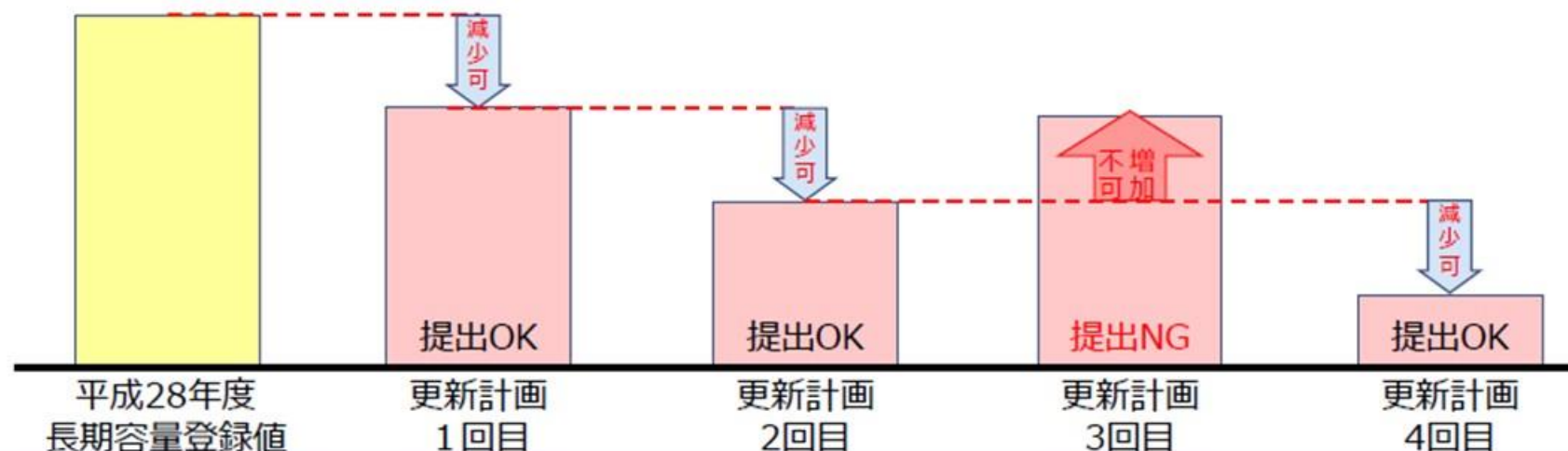
- ・経過措置計画の更新は、最新の計画値から減少させる場合のみ受け付けます。
- ・平成28年度長期容量登録値にかかわらず、最新の計画値から増加となる更新は受け付けません。

広域機関 業務規程 附則（平成29年9月6日）第5条（経過措置計画の更新）

本機関は、経過措置対象者から、送配電等業務指針に定めるところにより、経過措置計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画（以下「更新計画」という。）の提出を受け付ける。

2 本機関は、更新計画の提出を受け付けた場合には、経過措置計画の値を当該更新計画の値に更新する。

例) 更新計画の提出



注)

- ・提出NG時は、メール・不整合結果通知XML（BP0460）をお送りします。当該銘柄は受付不可となります。
（連系線利用における間接オークション導入に関する事業者説明会（第2回）スライド41もご参照ください）

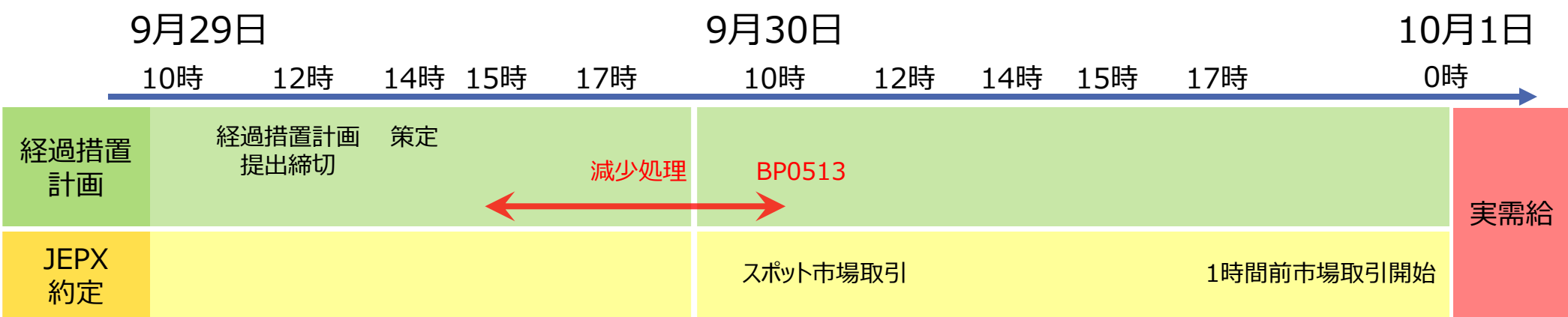
4 - 5 . 経過措置計画に対する減少処理について

- 経過措置計画が物理的送電可能量を上回らないように、翌々日断面の運用容量・マージンを基に、経過措置可否判定※1および減少処理※2を行います。

※1、2： 現行ルールにおける連系線利用計画と、間接オークション導入時における経過措置計画との処理の比較

現行ルール ／連系線利用計画	間接オークション開始後 ／経過措置計画
送電可否判定	経過措置可否判定
混雑処理	減少処理

- 経過措置計画の減少処理を行うのは、前々日15時から、スポット約定の行われる前日10時の間です。



出所) 第1回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会 (2017.6.14) 第3部資料をもとに減少処理の開始時刻を更新

3 - 3) 経過措置計画に対する減少処理について②

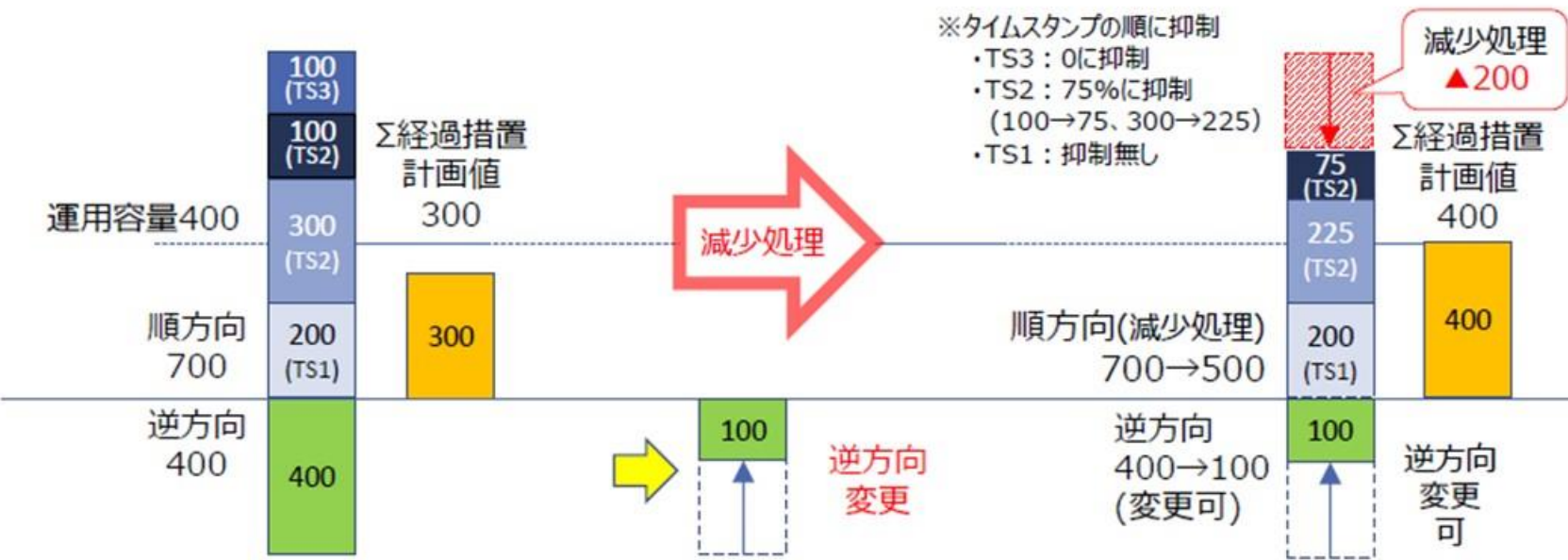
16

■ 経過措置計画の減少処理は、タイムスタンプ※順に行います。

※：このタイムスタンプは、平成28年度長期利用計画として登録された時刻になります

(例) 逆方向の経過措置計画が400→100と変更した場合の減少処理

※TS:タイムスタンプ
新しい順に TS3>TS2>TS1 の場合



5. 混雑処理について

【混雑処理】（業務規程 第143条）

本機関は、前日スポット取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。

- 一 本機関は、第143条の2で定める抑制順位により、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。
- 二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。

- 2 前項にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力システムの安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を行わない。

混雑処理の在り方

10

- 「間接オークション」導入後の混雑処理は、前日スポット取引約定以降において、連系線のトラブル等による運用容量が減少した場合に発生する。（発生頻度が極めて少なくなる。）
- 前日スポット取引及び1時間前取引は、全て同順位として扱い按分抑制することとして取扱うこととして整理されたことから抑制順位を見直し。

【現行の抑制順位】

- 一 第2号から第6号に該当しない連系線利用計画等
- 二 第210条第1項第3号に基づき認定された連系線同時建設電源に関する契約による連系線利用計画等
- 三 第210条第1項第2号に基づき認定された自然変動電源に関する契約による連系線利用計画等
- 四 卸電力取引所の前日スポット取引による連系線利用計画等
- 五 本機関の指示等に基づく連系線利用計画等（連系線を活用した周波数調整の実施に伴う計画を含む）
- 六 第210条第1項第1号に基づき認定された長期固定電源に関する契約による連系線利用計画等

【間接オークション導入後の抑制順位の取扱い】

- 四 卸電力取引所の前日スポット取引及び1時間前取引による計画潮流※
- 五 本機関の指示等に基づく計画潮流（連系線を活用した周波数調整の実施に伴う計画潮流を含む）

※長期固定電源及び運転状況が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源は、技術的課題により出力は維持したままとする。



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

Ⅲ. 間接オークションにおける運用面の詳細設計

論点4：混雑処理の在り方

- (1) 現行の仕組みでは、10年前から容量登録を行うことに伴い、10年前から混雑処理を実施してきたが、間接オークション導入後は、スポット市場の約定の段階で、初めて連系線の利用登録が行われることになる。
- (2) このため、間接オークション導入後は、スポット市場の約定以前は、混雑処理は不要となる（発生原因がスポット市場約定以降の連系線トラブル等に限定され、発生頻度が極めて少なくなる）。
- (3) しかしながら、スポット市場約定後、万が一、連系線等において故障等が発生したこと等により運用容量が小さくなる場合には、間接オークション導入後であっても混雑処理が必要と考えられる。
- (4) このような場合の混雑処理については、現行ルールと同様に、前日スポット市場約定分は同順位として扱い、按分抑制の処理を行うものとして整理してはどうか。

・新たなルールを整備（例えば入札値順等）する場合には、システム開発が極めて膨大となる。発生頻度が極めて少ない事象への対応のため、間接オークション制度の導入が遅延する虞がある。

断面	現行ルール上の混雑発生時の処理	今後の方向性
前日スポット市場の約定前	原則、後着の利用登録から順に混雑処理。	(混雑処理は不要)
前日スポット市場の約定後	原則、後着の利用登録から順に混雑処理。それでもなお、抑制が必要となる場合は、スポット市場約定分を、按分抑制。	抑制が必要となる場合は、スポット市場及び時間前市場での約定分を、按分抑制。

- 混雑が発生した場合は、売り手と買い手の紐づけにより、当該連系線を通る取引となっている全ての事業者に対し、当該約定量に応じた按分抑制処理を行い、広域機関より混雑処理通知を速やかに通知いたします。
- 広域機関からの混雑処理通知を受信後、前日スポット市場・1時間前市場取引に関わる販売量・調達量を修正し、需要調達計画等を再提出していただく必要があります。
なお、混雑処理により抑制された供給力の代替調達手段としては、ゲートクローズ前において別途新たに1時間前市場取引の活用、エリア内での電源調達（自社電源の焚き増しを含む）などが考えられます。
- 混雑処理に関するBP標準規格の主な変更内容については、以下をご参照ください。
第2回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会（2017.12.20 , 12.25）資料 p26
https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2017/171214_implicit_setsumeikai_02_shiryuu.html

6. その他

6 - 1 . FIT激変緩和措置・ 電源構成表示・排出係数について

- FIT激変緩和措置の対象事業者において、エリア間取引を行う場合は、ここまでの説明と同様に、前日スポット市場および 1 時間前市場を活用する事になります。
- 激変緩和措置の対象は計画値に基づいて判定することになりますが、詳細な判定方法については、下記資料をご参照ください。
 - ・間接オークション導入後のエリア間取引における回避可能費用の激変緩和措置の適用について
(エリア外の自社需要に充てる販売計画の取扱い)
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/faq_auctions.pdf
- 電源構成表示、排出係数については、以下で検討されております。詳細については、各資料をご参照ください。
 - ・第32回 電力・ガス等取引監視等委員会 制度設計専門会合 (2018.7.20)
「電力の小売営業に関する指針」の改定について（間接オークション導入等に伴う電源表示ルールの見直し）
http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/032_03_00.pdf
 - ・第15回 資源エネルギー庁 温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会事務局 (2018.3.30)
現行の係数算出方法における課題と対応（案）
http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004568/pdf/015_02_01.pdf

6 - 2 . 地域間連系線に関する 予想潮流の算出・公表について

需給監視等のための計画等の取得内容

15

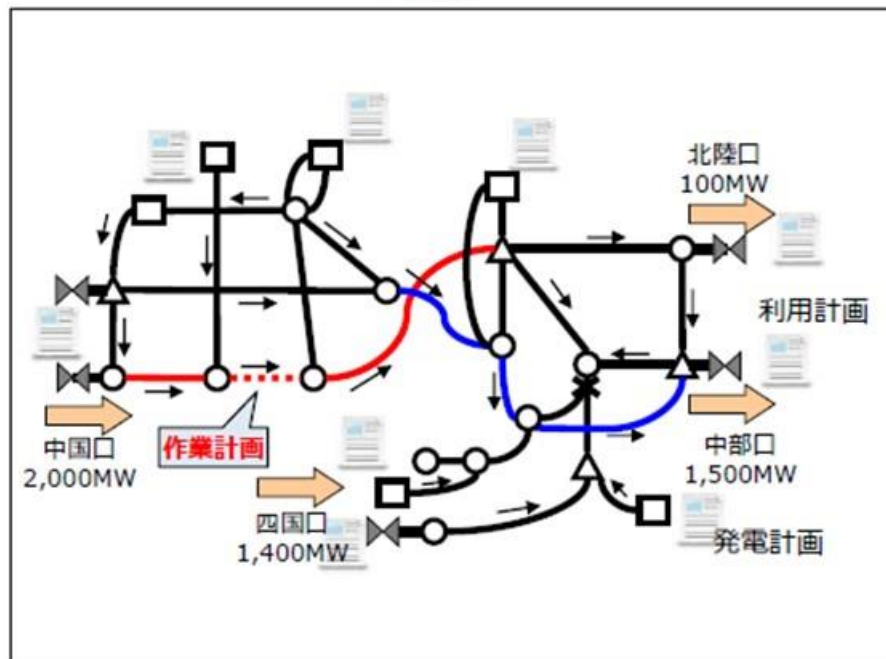
- 一般送配電事業者は、発電販売計画、需要調達計画及び連系線利用計画を基に連系線潮流を想定し、供給区域の供給力、需給状況等の確認、作業停止調整を実施している。
- また、供給計画では、連系線利用計画を基に連系線を介した供給力や当該年度等の電力潮流図も記載している。
- 連系線利用ルールが「間接オークション」に変更され連系線利用計画がなくなるため、供給力の確認や作業停止調整等を実施するうえで、連系線潮流を想定するための連系線利用計画に替わる計画の取得が必要となる。
- 上記より、連系線利用計画に替わる計画として、需給状況等の監視のための計画の取得において、現行の発電販売計画及び需要調達計画を活用し、週間計画以前は、供給区域を跨ぐ取引予定分ごとの計画値の提出を明確化



(参考) 間接オークション導入後の供給力、需給バランス確認、潮流想定を行うために必要な情報の取得

16

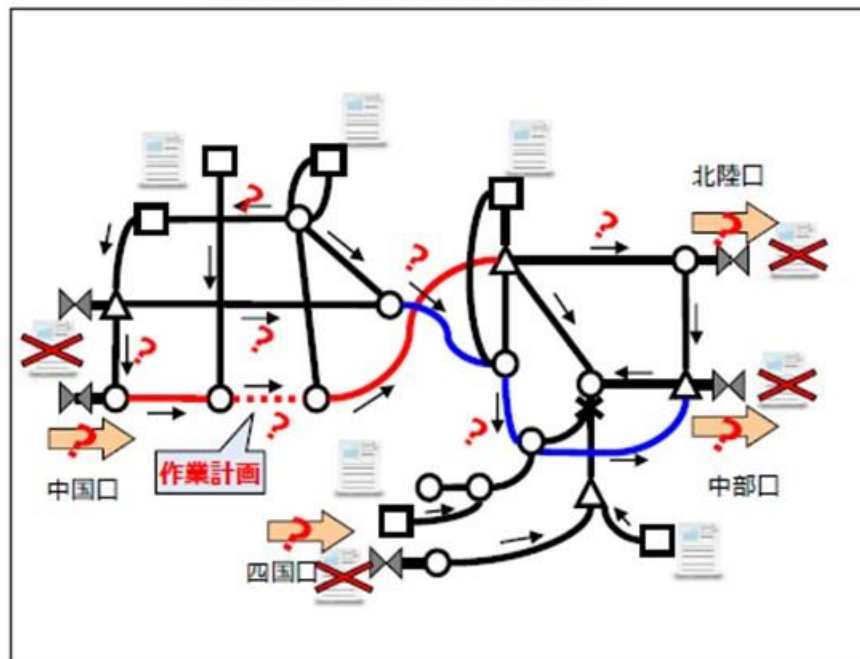
<現在>



連系線利用計画を基に

- ・連系線潮流を確定しエリアの供給力、需給バランスを確認
- ・地内潮流を確認し、作業停止計画を調整

<間接オークション導入後>



連系線利用計画がなくなると

- ・連系線潮流を確定しエリアの供給力、需給バランスの確認ができない
- ・地内潮流を確認した作業停止計画の調整ができない

連系線利用計画に替わるものとして、週間計画以前は、供給区域を跨ぐ取引予定の計画値が必要



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

- 地域間連系線に関する情報として、週間計画以前の断面における予想潮流を公表いたします。

広域機関システム公表ページ→その他情報＞各種情報参照＞各種情報（カテゴリ：連系線等の運用）

広域機関システム

公表

計画受付

地域間連系線情報

流通設備建設計画参照

各種情報参照

地内基幹送電線関連情報

お知らせ情報参照

各種情報

需給関連情報

各種情報参照

作業停止計画関連情報

FAQ参照

再生可能エネルギー関連情報

地域間連系線情報参照

その他情報

ダウンロード情報

[ログインユーザ情報](#) [本システムについて](#) [ログアウト](#)

各種情報

キー情報

カテゴリ

連系線等の運用

条件クリア

検索

検索結果

情報NO

PDF/CSV

更新年月日

情報名

- 年間・月間・週間の予想潮流は、それぞれの断面について提出いただいた計画をもとに算出いたします。
上記断面の計画を作成いただく際に、エリア間取引が見込まれる場合は、当該取引の内容を記載してください。

※本資料 3-2. 計画提出・記載内容の変更について 参照

6 - 3 . 出力維持等の考慮が必要な電源等の承認について

出力維持等が必要な電源等の承認について

7

- 出力維持等が必要な電源等については、以下の項目を踏まえた対応が可能となるよう、**出力維持等が必要な電源等を承認する仕組み**を設ける。
 - 長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱電源）については、発電し続ける担保が必要であり、他電源（一般送配電事業者により市場に投入されるFIT電源等を含む）よりも優先的に約定させる仕組みとする。（※1）
 - 連系線の中には、特定の電源の出力を直ちに制限する装置を電源側に設置して運転を行うことを前提に、運用容量が設定されているものがあるため、これらの電源についても、当面の間、長期固定電源と同様の扱いとする。（※1）（※2）
 - 「電気事業法第24条第1項に定める区域外供給の場合」及び「作業期間に限定して、発電機を一時的に他の供給区域に送電させる必要がある場合」についても、一般送配電事業者間による対応が必要な措置として、他電源（一般送配電事業者により市場に投入されるFIT電源等を含む）よりも優先的に約定させることとして取扱うものとする。
 - （※1）承認を受けた電源等は、必ず約定させることで出力を維持する必要があることから、他電源（送配電事業者により市場に投入されるFIT電源を含む。）よりも優先的に成行約定を行うものであり、成行約定以外の約定と比較して落札価格が優遇されるものではありません。
 - （※2）翌々日の運用容量が公表された以降、前日スポット取引に影響が生じることがないように以下の場合を除き、翌々日以降の発電に係る計画は変更できません。
 - ・ 発電設備の不具合（作業停止機関の延長を含む。）や系統故障等により発電することが難しい場合の減少変更
 - ・ 発電に係る計画からの増加分と同量以上に運用容量が増加する場合の増加変更

出力維持等の考慮が必要な電源等として承認を受けるためには、事前の申請が必要です。

申請書類のダウンロード・申請手続きについては下記URLをご参照ください。

https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2018/180509_kansetsuauction_dengenshinsei.html

- ・ 申請者： スポット取引において、出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源または契約を有する託送供給契約者、発電契約者または一般送配電事業者※

※申請者は計画を広域機関へ提出される事業者様です。計画を広域機関に提出されない再エネ事業者様および自家発電設置者様の申請は不要です。

【承認電源等】（業務規程 第144条の2）

- 一 長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱）
- 二 運転中の発電機出力が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源
- 三 電気の受給契約（前2号に掲げる電源に係る電気を含むものに限る。）又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等
- 四 法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約
- 五 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約

出所）第2回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会（2017.12.20，12.25）資料をもとに申請手続きに関するURLを記載

Ⅲ. 検討結果

5. 長期固定電源の取扱いの方向性等

- 1) 現行の送配電等業務指針において、「長期固定電源」は、「原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱電源」と観念されている。
- 2) これらの電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や、規制上の制約等があるという特徴を有している。
- 3) このため、長期固定電源については、たとえ経済的な便益があったとしても、これらの電源の出力を抑制し、又は他の電源に差し替えるといった行動をとることが困難。
- 4) このため、長期固定電源については、設計・運用等の技術的課題や規制上の制約等が存続する限り、確実に発電し続けることを担保することが必要。

- 
- 1) 長期固定電源は、スポット市場において、成行価格での約定を可能とする仕組み（※1）を設ける。
【JEPX側で規定】
 - 2) 市場約定後、故障等によって運用容量が減少する場合、長期固定電源を含むバランシンググループ（BG）が同時同量を達成することができない場合であっても、余剰インバランスの発生を許容するものとする。【広域機関側で規定（※2）】
 - 3) 上記1) 2) の仕組みを設けることを前提に、長期固定電源は、間接オークションの下で取り扱うものとする。
 - 4) なお、連系線の中には、特定の電源の出力を直ちに制限する装置を電源側に設置して運転を行うことを前提に、運用容量が設定されているものがあるため、これらの電源についても、当面の間、長期固定電源と同様の扱いとする。

（※1）他電源（送配電事業者により市場に投入されるFIT電源等を含む）よりも優先的に約定できる仕組み

（※2）託送約款上は、通常の余剰インバランスの引き取りとして処理されることとなる。また、エリア全体の電力が余剰となる場合は、「優先給電ルール」に基づき抑制する。

承認電源用ユーザの用意について



承認電源用ユーザとは…

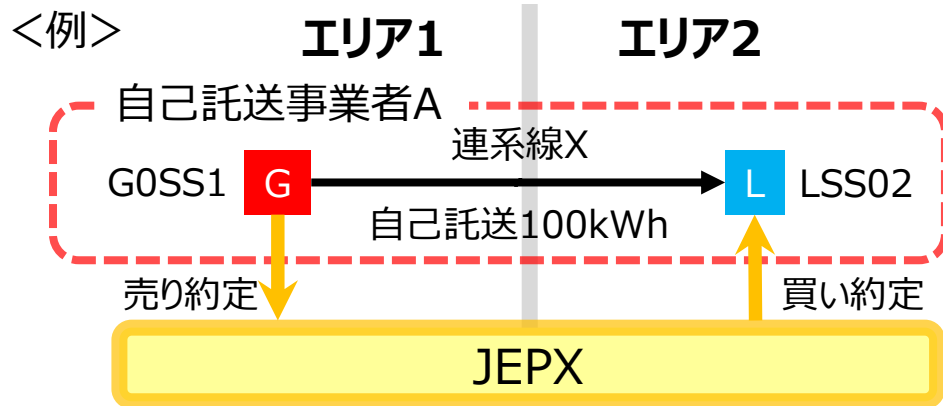
スポット市場において、価格を指定せず売り量のみを指定して入札出来るユーザ

➡ **最安値の売り入札**として扱う

- ・ 既存ユーザを承認電源用ユーザに変更することも可能 ➡ ユーザ情報変更申請書
- ・ 承認電源用ユーザでも、先渡取引・時間前取引を実施可能

6 - 4 . 自己託送事業者における エリア間の託送について

- 自己託送事業者において、エリア間の託送を行う場合は、ここまでの説明と同様に、前日スポット市場および1時間前市場を活用する事になります。
- 加えて、精算のために事前に下記①②の手続きが、計画提出に際しては都度下記③の対応が、必要となります。
- なおエリア間の自己託送においては、原則、送電側と受電側の約定量を一致させる必要があります。万が一、送電側と受電側の約定量が異なった場合の取り扱いについては、あらかじめ自己託送事業者と一般送配電事業者で協議をしていただく必要があります。



① 自己託送管理情報の広域機関への事前連絡※

以下情報を広域機関に連絡してください。

- ・送電側計画提出者コード
- ・受電側需要BGコード
- ・経由連系線

② 広域機関から、特定紐付コードをご連絡します

③ 市場を経由してエリア間の託送を行った場合、当該計画の電源特定コードに②でご連絡した特定紐付コードを記載して計画提出をお願いいたします。
(特定紐付コードに応じた整合性チェックも行います)

※事前連絡いただく内容の詳細については次頁に記載

③計画へ特定紐付コードの記載（スポットで約定した場合で記載）

送電側GOSS1 翌日) 発電計画

発電計画	販売計画	
発電所aaa	取引先	JSPT3
	電源特定C	S0001
計画値	100	計画値
	100	

受電側LSS02 翌日) 需調計画

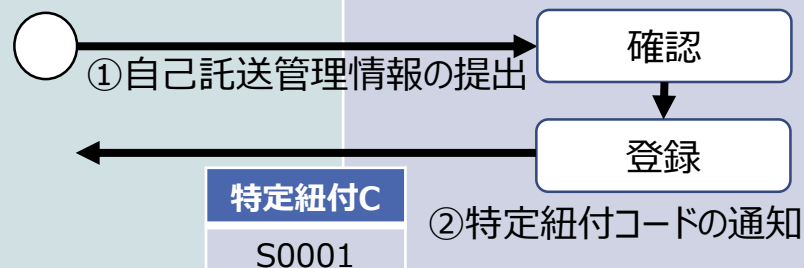
需要計画	調達計画	
	取引先	JSPT3
	電源特定C	S0001
計画値	100	計画値
	100	

※本処理は精算のための手続きであり、特定の連系線利用を可能とするものではありません

自己託送事業者

広域機関

送電側	受電側	経由連系線
GOSS1	LSS02	連系線X



特定紐付コードの発行申請手続き、特定紐付コードの計画への記載方法およびの整合性チェックについては下記URLをご参照ください。

- 自己託送の特定紐付コード発行のための申請について
https://www.occto.or.jp/occtosystem/kansetsu_auction/oshirase/180615_jikotakuso_code.html
- 特定紐付コードの計画への記載方法および整合性チェックについて（上記URL内）
 - ・「自己託送事業者におけるエリア間取引の間接オークション対応について」（第5章以降参照）
 - ・「エリア間自己託送の計画記載に関する補足説明」

6 - 5 . マスターデータ登録について

4 - 1) マスターデータ登録について

18

- 間接オークション導入に伴うマスターデータの変更要否は、下表の通りです。
- 連系線利用計画マスターは、経過措置計画用のマスターとして継続使用します。

マスター	間接オークション導入に伴う変更要否
事業者マスター	変更不要
B G マスター	変更不要
計画提出者マスター	変更不要
需要調達計画マスター	変更不要（一部例外あり※）
発電販売計画マスター	変更不要（一部例外あり※）
発電所マスター	変更不要
連系線利用計画マスター	変更不要 <u>（経過措置計画用のマスターとして継続使用します）</u> 【留意事項】 経過措置対象とならない連系線利用計画マスターは当機関にて廃止処理を行いますので、事業者さまでのお手続きは不要です。 （広域機関システムによる変更申請は不要です）

※これまで市場取引を行っていない事業者さまは、需要調達計画マスター、発電販売計画マスターの取引先情報に、取引所の取引先コード「スポット：JSPT3、1時間前：J1HR3」の追加登録の変更申請をお願いいたします。

トップページ> 広域機関システム 利用手続き・計画提出> 間接オークション

http://www.occto.or.jp/occtosystem/kansetsu_auction/index.html

The screenshot shows a web browser window displaying the OCCTO website. The address bar shows the URL http://www.occto.or.jp/occtosystem/kansetsu_auction/index.html. The page header includes the OCCTO logo, the text "電力広域的運営推進機関" (Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN), a search bar, and navigation links for "会員専用" (Member Only) and "サイト内検索" (Site Search). The main navigation bar contains links for "ホーム" (Home), "広域機関とは" (About the System), "広域機関システム 計画提出 間接オークション" (Cross-regional System Planning Submission Indirect Auction), "スイッチング 30分電力量" (Switching 30-minute electricity volume), "需要想定 供給計画" (Demand Forecast Supply Plan), "広域系統長期方針 整備計画" (Cross-regional system long-term policy maintenance plan), and "系統アクセス" (System Access). The breadcrumb trail reads "トップ > 広域機関システム 利用手続き・計画提出 > 間接オークション". The left sidebar lists the "広域機関システム" (Cross-regional System) with sub-links: "間接オークション" (Indirect Auction), "広域機関システムの利用手続き" (Usage procedures), "広域機関システムでの計画提出" (Planning submission), "計画提出に関するお知らせ" (Notice), "広域機関システム操作マニュアル" (Manual), "連系線利用" (Interconnection line use), "系統情報サービス" (System information service), and "計画提出に関するFAQとお問い合わせ" (FAQ and inquiry). The main content area is titled "間接オークション" (Indirect Auction) and contains links for "間接オークションに関するお知らせ" (Notice), "間接オークションの概要" (Overview), "間接オークション導入後の規程・規格等" (Regulations and standards after introduction), "業務規程・送配電等業務指針" (Business rules and dispatching business guidelines), "広域機関システムとの連携に関する規格等" (Standards for cooperation with the cross-regional system), and "記載要領" (Guidelines for recording). Below this is a section titled "検討会" (Study Committee) with links for "地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会" (Study committee on rules for inter-regional interconnection lines and intra-regional transmission systems) and "地域間連系線利用ルール等に関する検討会" (Study committee on rules for inter-regional interconnection line use).

<電力広域的運営推進機関>

- ・システム連携に関する事項 koiki_sys@occto.or.jp
- ・マスターデータ (登録申請) code@occto.or.jp
- (お問い合わせ) code-master@occto.or.jp
- ・計画提出に関する事項 keikaku-uketsuke@occto.or.jp
- 03-5560-6217 (営業日9～17時40分)

<日本卸電力取引所>

- ・電話 : 03-5765-5477
- ・E-Mail : to-i-a-wa-se@jepx.org

頁	内容
2	・「2018年10月1日受渡分」を追記 ・本資料についての説明を記載
5	第1回事業者説明会のQA(No.1-2)の内容を記載
19	BPの説明および広域機関システム連携に関する規格等の参照URLを記載
24	間接オークション開始前後の計画提出に関する資料の参照URLを記載
26	BP記載要領の説明および参照URLを記載
43	第1回事業者説明会のQA(No.10-14 , No.10-16),第2回のQA(No.1-1)の内容を記載
44	経過措置について、特定契約の確認に必要な申告手続きに関するURLを記載
48,49	・日本卸電力取引所の説明会資料(2018.8.30)に合わせ、「経過措置用のJEPXユーザ」を「経過措置ユーザ」に変更 ・経過措置ユーザの登録/変更方法についてp50を参照するよう変更 ・コマ毎にチェック・精算が行われる旨を追記
52,53	経過措置の契約に対応する市場取引には、売買入札ともに経過措置ユーザが必要な旨を記載
54	年度毎・連系線別にも公表する旨を追記
55	第2回事業者説明会のQA(No.6-14)を記載
65	経過措置の減少処理開始時刻を更新
68	業務規程143条（混雑処理）を記載

頁	内容
71	混雑処理通知のタイミング、計画の再提出等について記載
74	FIT激変緩和措置に関する参照URLの記載、および引き続き検討中となっている電源構成表示・排出係数について記載
78	地域間連系線に関する予想潮流の算出・公表について記載
81	承認電源等の申請手続きについてのURLを記載
85	自己託送について、送電側と受電側の約定量が異なった場合の取扱いについて記載
86	自己託送の特定紐付コードの申請および計画提出に関する資料のURLを記載

※ 他の頁については、過去の説明資料および日本卸電力取引所による説明会資料を並び替えて掲載